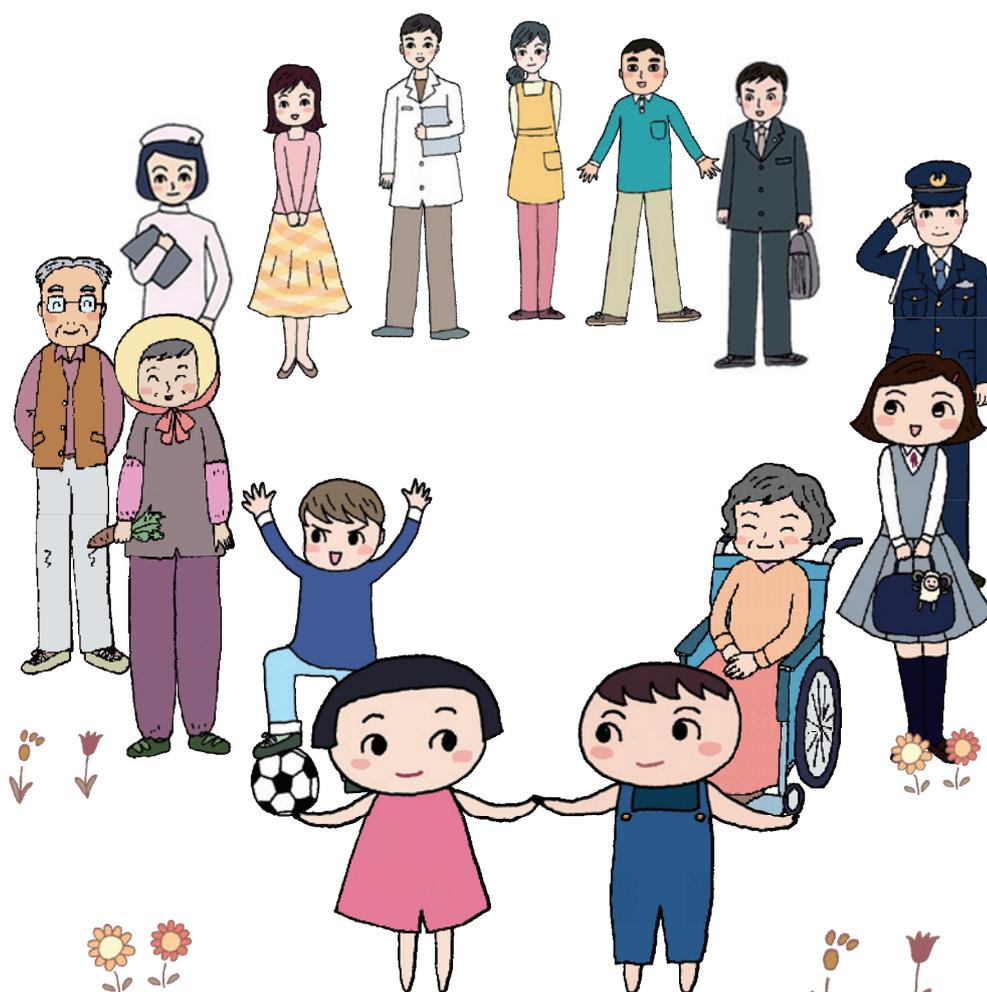




第2次 甲府市自殺対策推進計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度



令和6(2024)年3月

甲 府 市



いのち支える

表紙イラスト：細川貂々（『ツレがうつになりまして。』著者）

本キャラクターイラストは、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室が、うつ、自殺対策、こころの健康に関連する行政機関・公共団体等の取組みを支援するために作成したものを活用しています。

はじめに

我が国では、平成18年の自殺対策基本法の制定により、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」と認識が改められ、「生きることへの包括的な支援」として、いのちを支える自殺対策が進められています。

しかし、依然として年間2万人を超える水準で自殺者数は推移しており、近年の新型コロナウイルス感染症などを要因とする社会環境の変化により、令和2年には全国の自殺者数が11年ぶりに前年を上回り、ここ数年では、本市においても人口10万人当たりの自殺による死亡率は、国や県と比較すると若干高くなっております。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

こうしたことから、本市におきましても、平成31年に「甲府市自殺対策推進計画」を策定する中で、総合的かつ計画的に推進し、全庁体制で自殺対策に取り組んでまいりました。

そして、今般、刻々と変化する社会情勢に対応し、総合的な自殺対策の更なる推進強化を図るため、「第2次甲府市自殺対策推進計画」を策定いたしました。

本計画では、令和4年10月に閣議決定された国の自殺総合対策大綱や本市の「健康都市こうふ基本構想」を踏まえ、市民の皆さまの抱える問題に寄り添い、社会全体として誰もが暮らしやすいまちを目指すため、「だれも取り残されることのない、社会全体で悩みや不安に寄り添えるまちをつくる」を基本方針に掲げ、関係機関や関係団体等が連携・協働する中で、本市の状況に応じた自殺対策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました「甲府市自殺対策推進協議会」の委員の皆様、住民意識調査にご協力いただきました市民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

甲府市長 樋口 雄一



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の最終成果の目標値	5
第2章 甲府市における自殺の実態	6
1 自殺統計に基づく実態の把握（住所地ベース）	6
(1) 自殺者数・自殺率の推移	6
(2) 性別の状況	7
(3) 性別・年代別の平均自殺率	8
(4) 職業別の状況	8
(5) 原因・動機別の状況	9
(6) 年齢階級別死亡原因の状況	9
2 自殺実態の詳細	10
(1) 区分別の特徴	10
(2) 自殺の特性の評価	11
3 アンケート調査からみる市民の意識	12
(1) 市民が抱える悩みやストレス	13
(2) 甲府市の自殺対策の取組みに対する評価・期待	19
4 甲府市が取組むべきこと	23
(1) 前期計画での取組みと、残された課題	23
(2) 甲府市においてこれから求められる取組み	24
第3章 いのちを支える自殺対策の取組み	26
1 基本的な考え方	26
(1) 自殺対策の基本方針	26
(2) 自殺対策として取組む施策	26
(3) 自殺対策の対象	28
(4) 施策推進の考え方	29
2 施策の体系	31
3 基本施策	33

4	重点施策.....	40
5	生きる支援の関連施策	50
第4章	成果指標及び数値目標、推進体制.....	62
1	成果指標・数値目標.....	62
	（1）成果目標.....	62
	（2）数値目標.....	62
2	本市の自殺対策における庁内推進体制	64
3	甲府市自殺対策推進計画の推進体制.....	65
資料編	66
1	策定経緯.....	66
2	設置要綱.....	67
3	甲府市自殺対策推進協議会委員名簿.....	72
4	用語解説.....	73
5	各種相談窓口.....	75

※ 用語について：本文中、「*」印のついた言葉については、資料編の用語解説にて説明しています。

※ 数値について：グラフや表の数値については、小数点第2位を四捨五入してしているため、合計が100%にならない場合があります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10（1998）年に3万人を超えて以降、高い水準で推移しています。平成24（2012）年には15年ぶりに3万人を下回りましたが、自殺者数は依然として毎年2万人を超えており、日本の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率、以下「自殺率」という。）は、主要先進7か国の中では高い状態で推移しています。

このような中、平成18（2006）年に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになった結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。また、平成28（2016）年には自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、諸要因の解消や環境整備を幅広くかつ適切に実施されなければならないことが規定されるとともに、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとなりました。

さらに、自殺対策の考え方は、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの掲げる「誰一人取り残さない」という理念とも合致することから、よりよい社会のために誰もが関わることとして推進していくことが強く求められています。

本市においては、市長を本部長とした「甲府市自殺対策推進本部」を設置し、自殺対策を推進するための庁内横断的な体制を整備するとともに、「甲府市自殺対策推進協議会」を設置して、自殺総合対策大綱*及び山梨県自殺対策推進計画の基本方針を踏まえつつ、本市の自殺対策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成30年に『甲府市自殺対策推進計画（2019～2023）』を策定しています。同計画の成果と残された課題を踏まえ、市の自殺対策の取組みをさらに推し進めるために、令和5年度『第2次甲府市自殺対策推進計画（2024～2029）』（本計画）を策定しました。

国の自殺総合対策の基本方針

(厚生労働省「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引(令和5年)より)

1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ*等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果をさらに高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方(三階層自殺対策連動モデル)です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の：さらに前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定された市町村自殺対策計画として位置づけています。

本市の最上位計画である「甲府市総合計画」及び健康づくりの大きな考えを定めた「健康都市こうふ基本構想」を上位計画とし、保健・福祉分野の計画をまとめた「健やかいきいき甲府プラン」等の関連計画と整合するものとして策定しています。

また、国の「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱*」、「山梨県自殺対策推進計画」との整合を図っています。

第1章 計画の策定にあたって



※「子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しているため、本プランでは、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の計画の内容を表記しています。

3 計画の期間

本計画の期間については、本市の関連計画との連動を図るという観点から、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。最終年度である令和11（2029）年度にはそれまでの成果を検証し、次期計画を策定する予定です。

なお、社会情勢や国・山梨県などの施策等に変化があった場合には、必要に応じて見直していきます。

	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)
甲府市 自殺対策 推進計画	計 画 期 間					成果の検証、 時期計画の策定

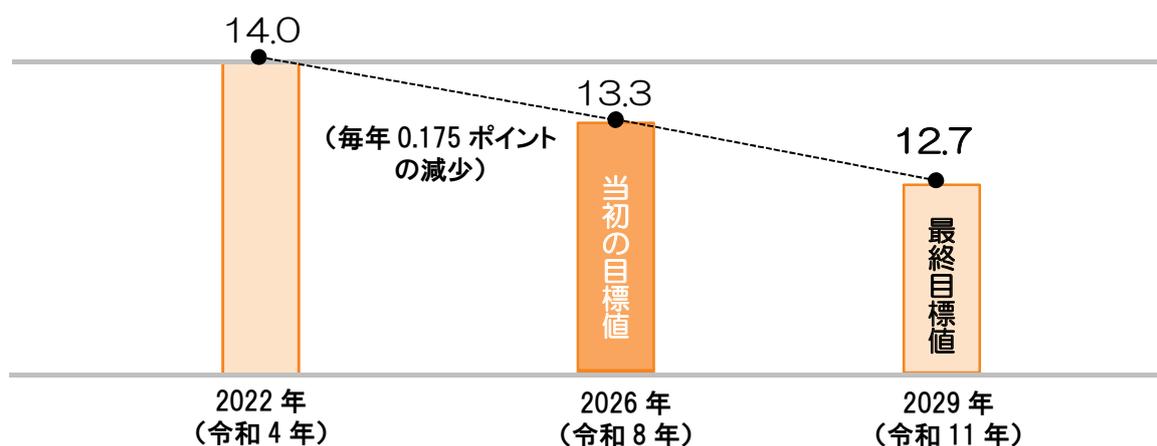
4 計画の最終成果の目標値

本計画は自殺率の減少を最終成果と位置づけます。

自殺総合対策大綱*では、自殺対策における当面の目標値として、「先進諸国の現在の水準まで自殺率を減少させることを目指し、令和 8（2026）年までに、自殺率を平成 27（2015）年と比べて 30%以上減少させること」が明記されています。この国の方針を踏まえ、本市でも「令和 8（2026）年までに自殺率を平成 27（2015）年と比べて 30%減少させること」を当面の目標値とし、2026年における自殺率を 13.3 まで減少させることを目指してきました。

平成 27（2015）年	令和 8（2026）年	令和 11（2029）年
19.1	→30%の削減→ 13.3	12.7

本計画期間は令和 11（2029）年までであることから、最終年度の目標としてはさらなる減少を目指します。令和 4（2022）年の自殺率 14.0 を起点とし、当初の目標値である令和 8（2026）年の 13.3 への減少幅をそのまま継続することを目指す（毎年 0.175 ポイントを減少させる）こととして、令和 11（2029）年の最終目標値を 12.7 とします。



なお、計画期間中に国の新たな目標値の変更・新規設定等があった場合は、必要に応じ修正します。

第2章 甲府市における自殺の実態

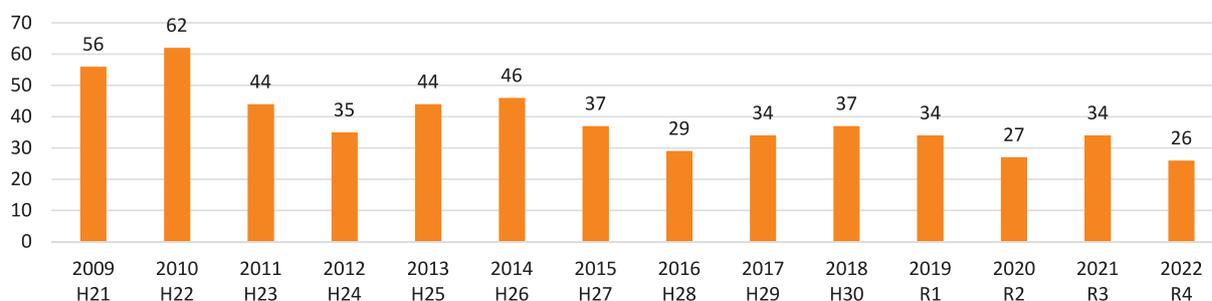
1 自殺統計に基づく実態の把握(住所地ベース)

(1) 自殺者数・自殺率の推移

本市に住所を有していた自殺者は、令和4（2022）年で26人、自殺率は14.0となっており、平成21（2009）年からの推移をみると、低下傾向になっています。

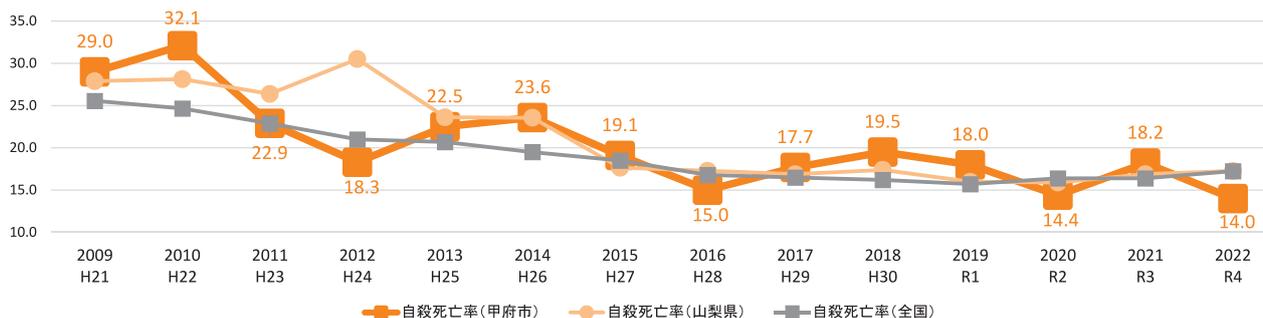
しかし、直近5年の「地域自殺実態プロファイル*」によると、平成29（2017）年から令和3（2021）年の5年平均の自殺率は、本市では17.6となり、全国・山梨県より高く、令和4（2022）年も含めた6年間の平均でもやや高い状況となっています。

甲府市の自殺者数の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺率の推移（全国、山梨県、甲府市）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

直近の平均自殺率（全国、山梨県、甲府市）

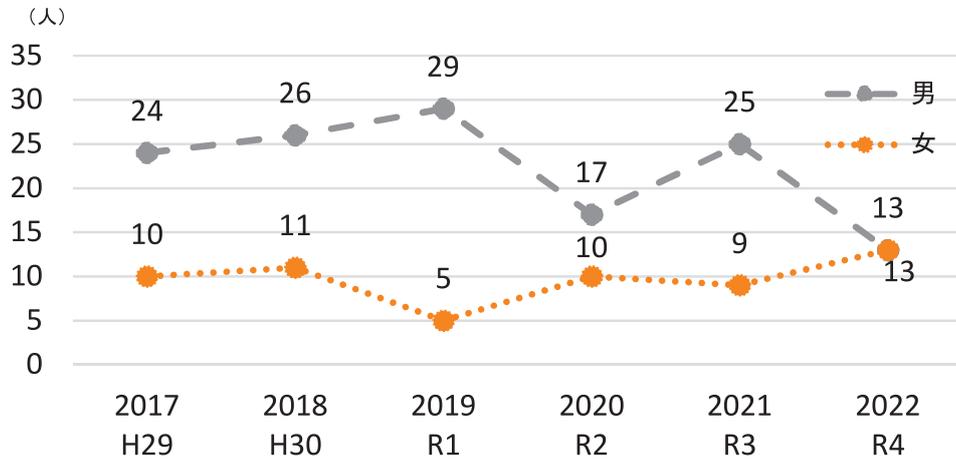
	直近5年平均（平成29（2017）年～令和3（2021）年）	直近6年平均（平成29（2017）年～令和4（2022）年）
全国	16.3	16.4
山梨県	16.6	16.7
甲府市	17.6	17.0

出典：5年平均：自殺総合対策推進センター「全国・地域自殺実態プロファイル*2022」、6年平均は各年の自殺率をもとに独自算出

(2) 性別の状況

直近の自殺者数の推移を性別ごとにみると、男性はわずかに減少、女性は微増の状況にあります。

甲府市の性別ごと自殺者数の推移



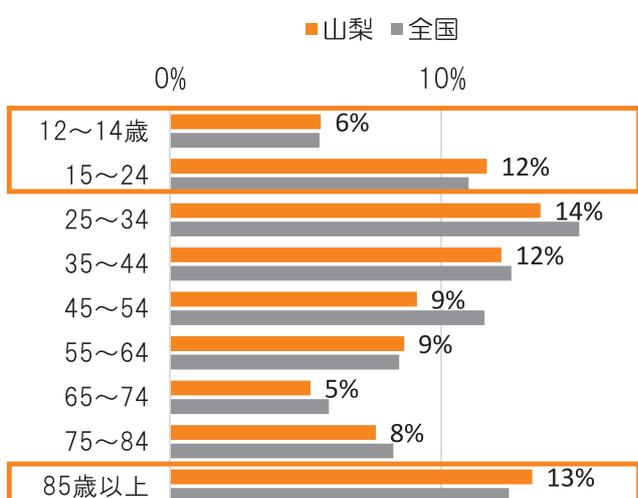
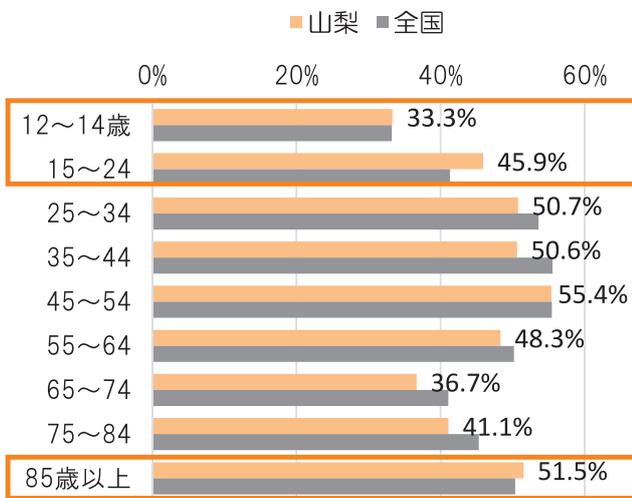
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

参考として、全国調査における「こころの状況」について、全国と山梨県の状況を比較します。「悩みやストレスがある割合」「こころの問題が重い（K6 尺度 10 点以上）割合」を年代別にみたところ、12～24 歳および 85 歳以上で、山梨県は全国より高くなっています。

年代ごとの「こころの状況」（山梨県と全国比較）

悩みやストレスがある割合

こころの状態 K60 尺度で 10 点以上の割合



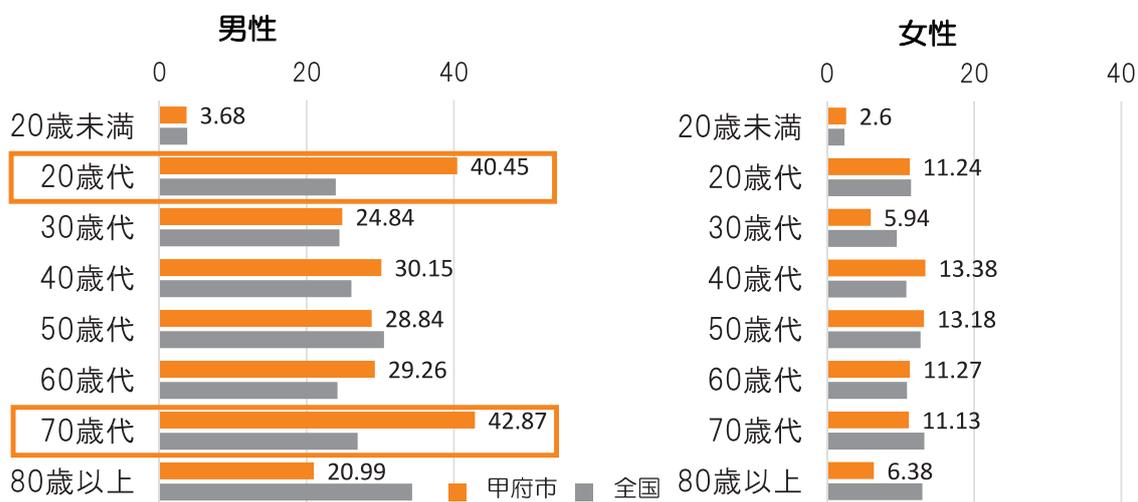
出典：自殺総合対策推進センター「甲府市地域自殺実態プロファイル*2022」（令和元年「国民生活基礎調査」より）

第2章 甲府市における自殺の実態

(3) 性別・年代別の平均自殺率

平成 29 (2017) 年～令和 3 (2021) 年の性別・年代別に自殺率 (10 万対) をみると、20 歳代男性、70 歳代男性で顕著に高くなっています。また、30・40・60 歳代男性、40・50・60 歳代の女性でも全国平均以上となっています。

性別・年代別の平均自殺率 (平成 29 (2017) 年～令和 3 (2021) 年)



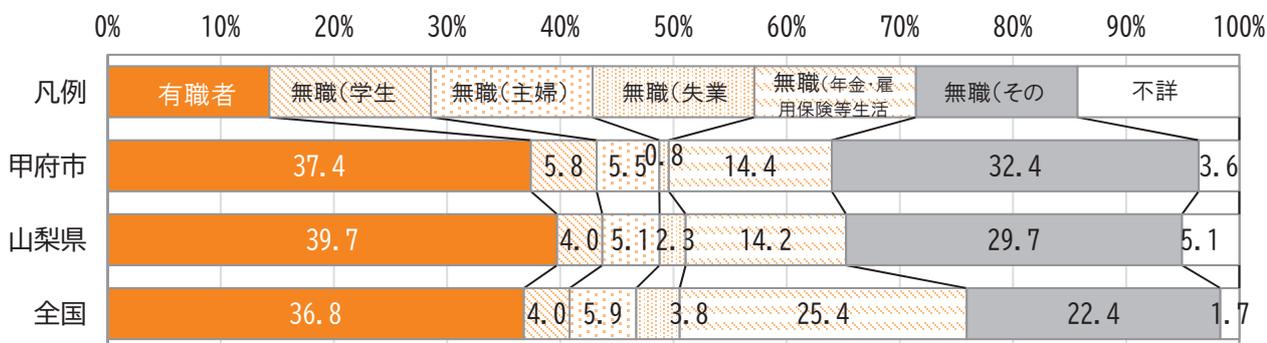
出典：自殺総合対策推進センター「甲府市地域自殺実態プロファイル*2022」

(4) 職業別の状況

自殺者数を職業別の構成割合でみると、本市では「有職者」は 37.4%、「無職」は 58.9%となっています。

山梨県、全国と比べると、「無職 (その他の無職者)」の割合が高く、「無職 (年金・雇用保険等生活者)」の割合が低くなっています。

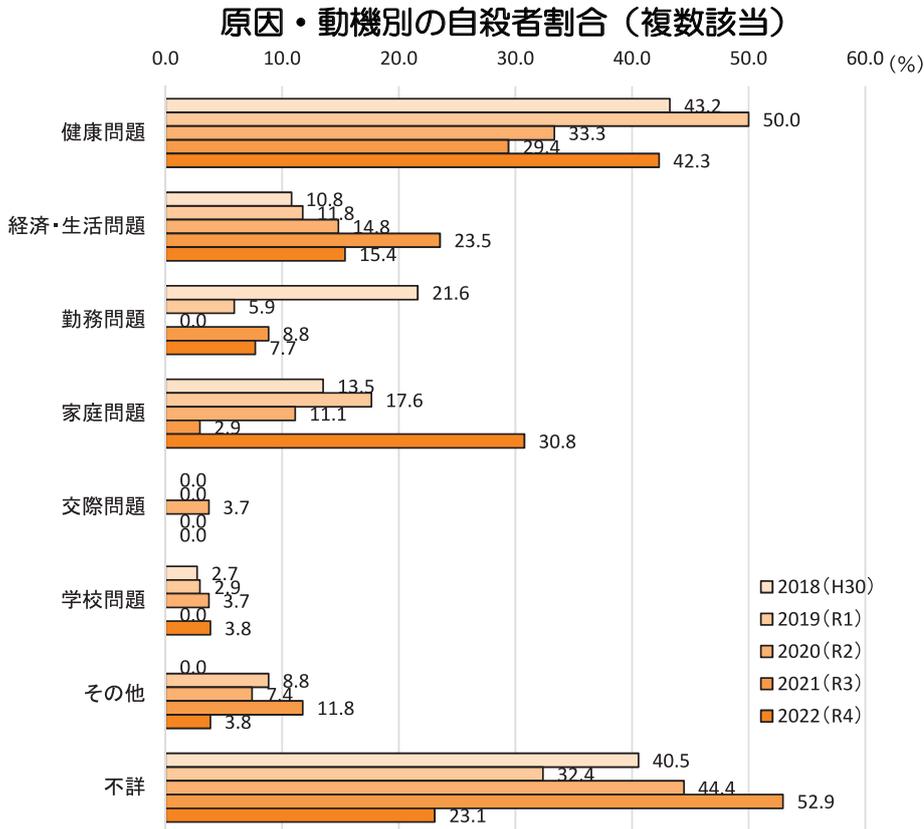
職業別自殺者割合 (平成 25 (2013) 年～令和 3 (2021) 年平均)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 原因・動機別の状況

自殺者数を原因・動機別にみると、年ごとに変動がありますが、「不詳」を除けば「健康問題」の割合が高く、次いで「経済・生活問題」が高い傾向にあります。また「家庭問題」は年ごとに大きく割合が変わりますが、令和4年では二番目に高い割合となっています。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（なお自殺1件について複数の「原因・動機」が該当するケースがあるため、ここでは各年の自殺者数を分母として割合を算出しています）

(6) 年齢階級別死亡原因の状況

死亡原因を年齢階級別にみると、20歳未満～30歳代では自殺が第1位、40歳代では自殺が第2位となっています。

年齢階級別死亡原因の順位（平成30（2018）～令和4（2022）年合計）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
第1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
第2位	周産期に発生した病態・先天奇形等	不慮の事故	悪性新生物	自殺	心疾患	心疾患	心疾患	老衰
第3位	悪性新生物等	その他の分類	脳血管疾患	脳血管疾患	その他の分類	脳血管疾患	心疾患	心疾患

出典：甲府市「人口動態統計*資料」

第2章 甲府市における自殺の実態

2 自殺実態の詳細

本節では、市町村ごとの自殺実態の詳細を分析している自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル*」のデータをもとに、詳細な自殺実態について整理します。

(1) 区分別の特徴

自殺リスクの高い集団は、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の順となっています。この傾向は、概ね全国・山梨県と同様です。

自殺者の特性による区分をみると、1～3位は男性の中高年で、代表的パターンにおける自殺のきっかけは失業（退職）や配置転換になっています。4位は20～39歳の男性で、きっかけは職場の人間関係や仕事の悩み、5位は60歳以上の女性で、きっかけは死別・離別+身体疾患となっています。

自殺者の特徴（平成29（2017）年～令和3（2021）年合計）

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 (代表的なパターン)
1位：男性 60歳以上 無職同居	18	10.8%	31.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位：男性 40～59歳 有職同居	17	10.2%	17.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：男性 60歳以上 無職独居	14	8.4%	98.7	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位：男性 20～39歳 有職同居	12	7.2%	22.3	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位：女性 60歳以上 無職独居	11	6.6%	30.3	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

※自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。
※「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例を示している。

出典：自殺総合対策推進センター「甲府市地域自殺実態プロファイル*2022」

(2) 自殺の特性の評価

自殺者の特性を、全国市町村におけるランクで評価すると、特に上位に来る（良くない状態にある）のは、「無職者・失業者」の自殺率（上位 10%以内）、「20 歳代」の自殺率（上位 20%以内）となっています。

甲府市の自殺の特性の評価（平成 29（2017）年～令和 3（2021）年合計）

	指標値 (人口10万対)	ランク
総数	17.6	-
男性	26.4	★
女性	9.2	-
20歳未満	3.2	★
20歳代	26.6	★★★
30歳代	15.6	-
40歳代	21.9	★
50歳代	21.1	-
60歳代	20	★
70歳代	25.4	★
80歳以上	11.5	-
若年者(20～39歳)	20.8	★
高齢者(70歳以上)	19	-
勤務・経営	14.8	-
無職者・失業者	42.6	★★★★

ランクの標章 全国市町村ランク	
★★★★	上位10%以内
★★★	上位10～20%
★	上位20～40%
-	その他

出典：自殺総合対策推進センター「甲府市地域自殺実態プロフィール*2022」

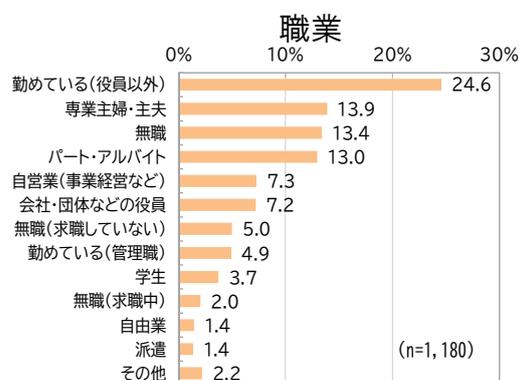
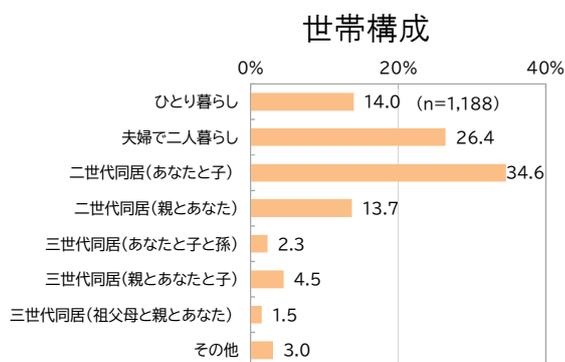
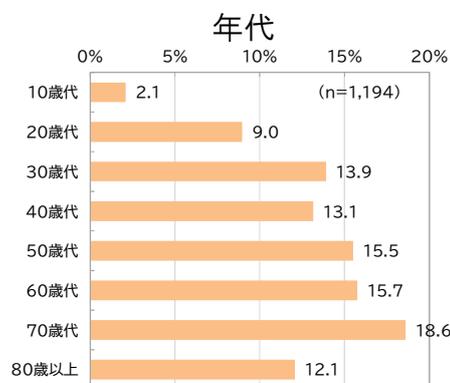
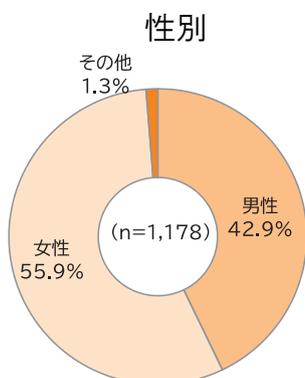
第2章 甲府市における自殺の実態

3 アンケート調査からみる市民の意識

本節では、令和5（2023）年度に実施した市民アンケート調査（こころの健康に関する住民意識調査）の結果から市民の意識を整理します。

〈市民アンケート調査の実施概要〉

- 期 間：令和5（2023）年8月16日～8月31日
- 配 布：18歳以上の住民より3,500人を無作為抽出し郵送で発送
- 回 収：紙（返信用封筒による郵送）またはWebページでの回答を受付
回収票数……1199票（紙／798票、Web／401票）
回収率／34.3%
- 回答者の属性



- ・ 数値は小数点第2位を四捨五入しているため単一回答でも合計が100%にならない場合があります。
- ・ 回答の割合(%)は回答者数を母数として算出しているため、複数回答の設問は全ての割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ・ 図表中の「n」は該当する設問の回答者総数を表します。
- ・ 一部の回答結果については、「全回答者の回答結果」と「ある設問で特定の回答をした層」とで回答結果を比較しており、特定の回答をした層がどのような性別・年代・職業等に偏っているかを把握しています。これは、どの層に自殺の危険性(リスク)が高いかを把握するためです。

調査結果の概要

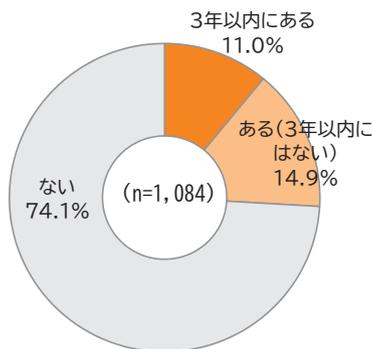
(1) 市民が抱える悩みやストレス

自殺対策では、自殺の危険性（リスク）が高い人がどのような層に多いと想定されるかを把握し、その層に向けた情報発信、早期発見、危機介入等を行うことが重要とされています¹。本項ではこれを「ハイリスク者」と呼び、ここでは本市におけるハイリスク者がどのような層に多いかを分析します。

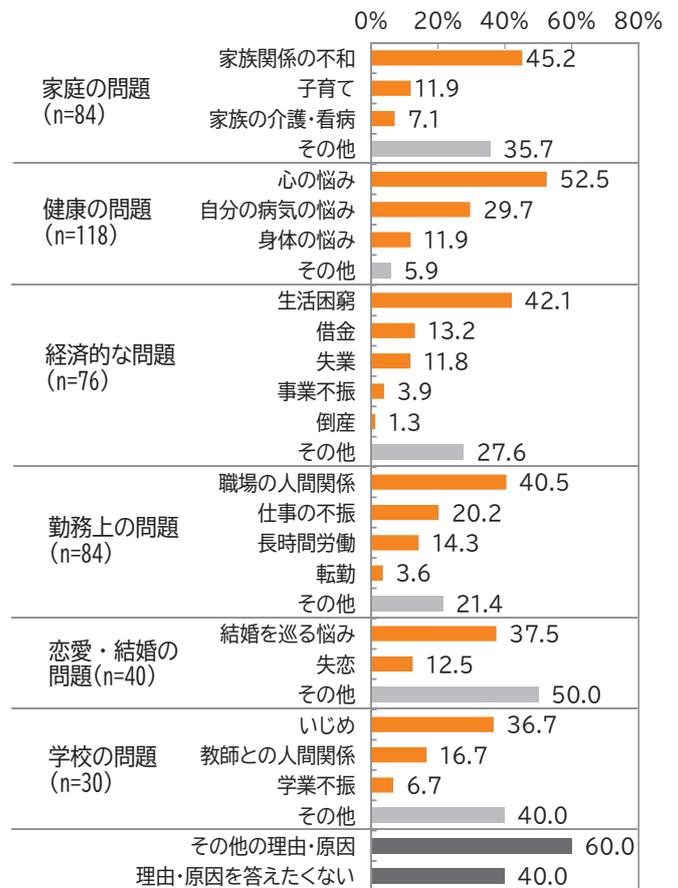
①3年以内に自殺したいと思ったことのある人（ハイリスク者）

- これまでに「自殺したい」と思ったことのある人は回答者の25.9%で、4人に1人以上に上ります。
- 自殺したいと考えた理由は多岐にわたり、多くあげられているものとしては「心の悩み」（52.5%）、「家族関係の不和」（45.2%）、「生活困窮」（42.1%）、「職場の人間関係」（40.5%）などがあります。

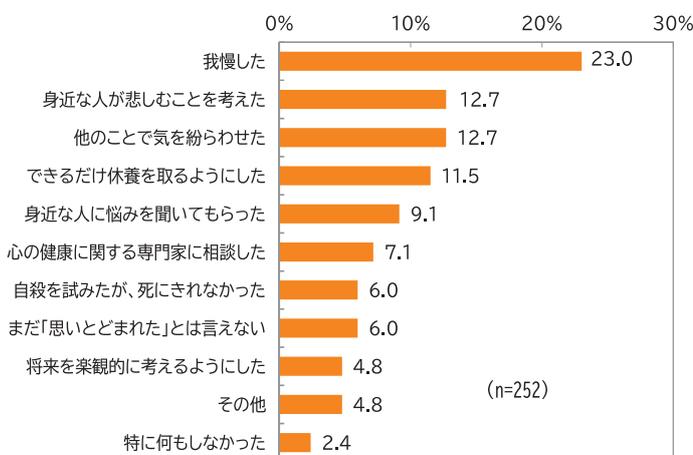
自殺したいと考えたことがある人の割合



自殺したいと考えた理由（複数回答）



どのように自殺を思いとどまったか

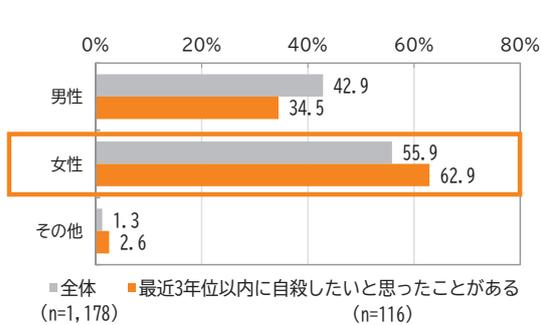


¹ 厚生労働省自殺防止対策有識者懇談会「自殺予防に向けての提言」では、この考えのもと、リスクの高い人々に対する対策（ハイリスクアプローチ）と全体に働きかける対策（ポピュレーションアプローチ）を実施することが自殺リスクを下げるにあたり効果的としています。

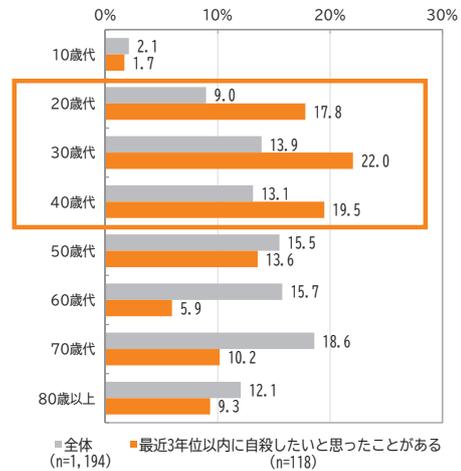
第2章 甲府市における自殺の実態

- ・3年以内に自殺したいと思った人は、「女性」「20歳代～40歳代」「無職（求職していない）」「二世世代同居（親とあなた）」の割合が高くなっています。

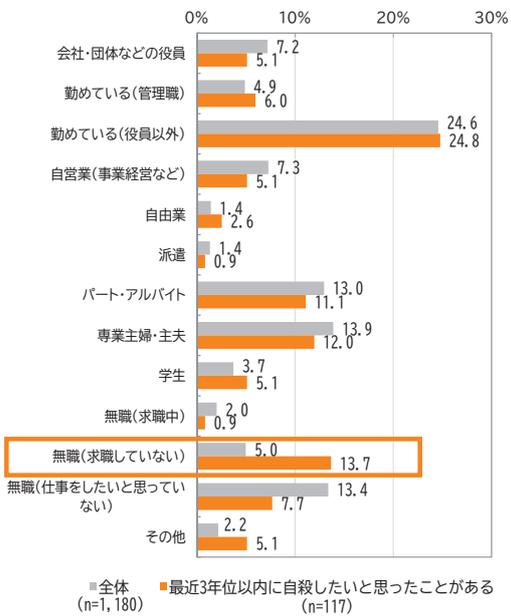
3年以内に自殺したいと考えたことがある人の性別



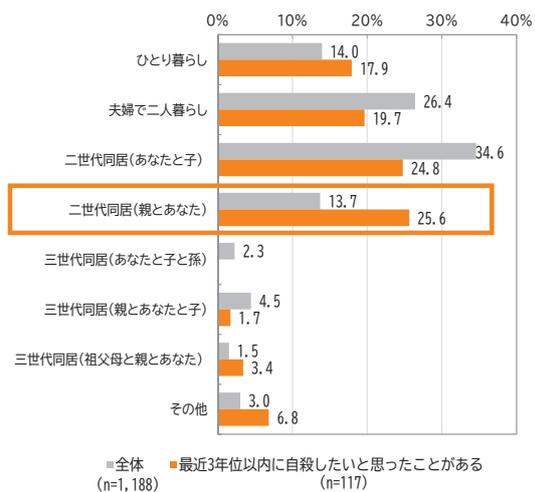
3年以内に自殺したいと考えたことがある人の年代



3年以内に自殺したいと考えたことがある人の職業

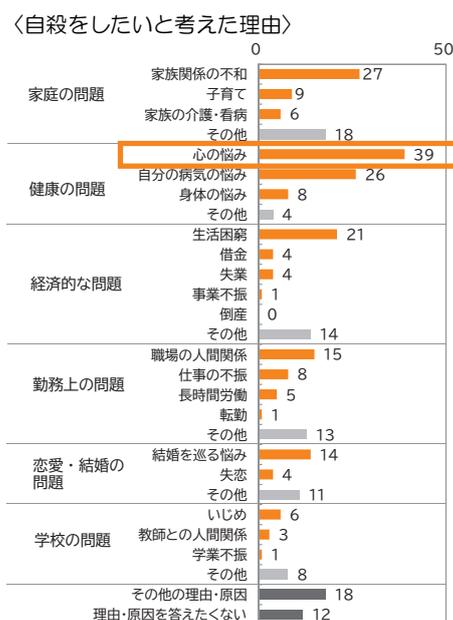
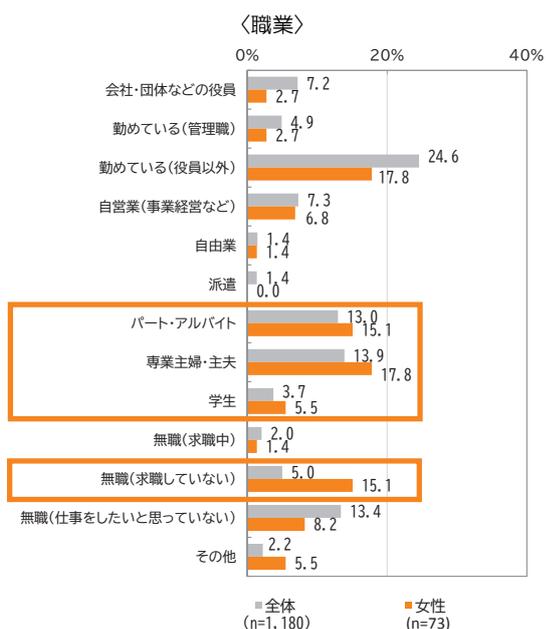
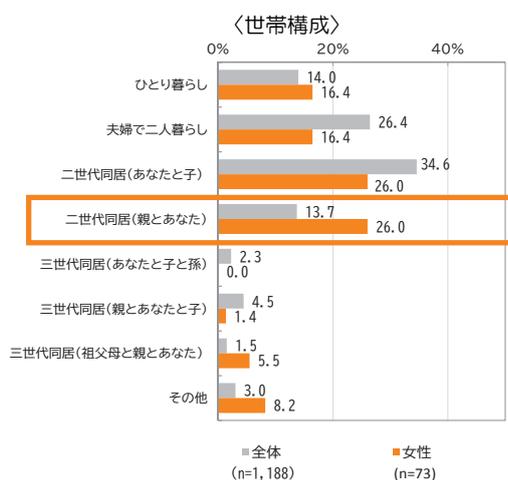
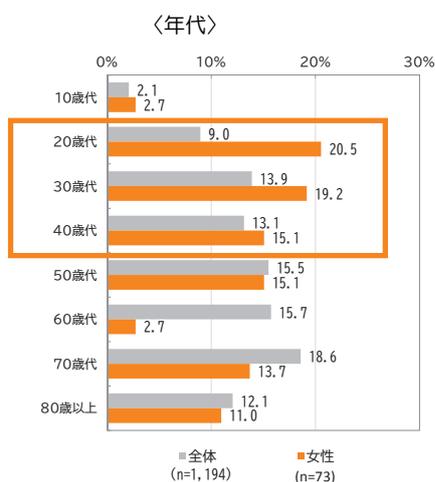


3年以内に自殺したいと考えたことがある人の世帯構成



〈3年以内に自殺したいと思った人のうち「女性」の属性〉

- 3年以内に自殺したいと思った人のうち「女性」の属性に注目してみると、「20歳代」の割合がさらに高くなり、無職、パート・アルバイト、専業主婦など常勤の有職者でない割合が高くなっています。
- また「二世帯同居（親とあなた）」では、20歳代～40歳代の女性が多く「心の悩み」を自殺要因とする回答が多くなっています。



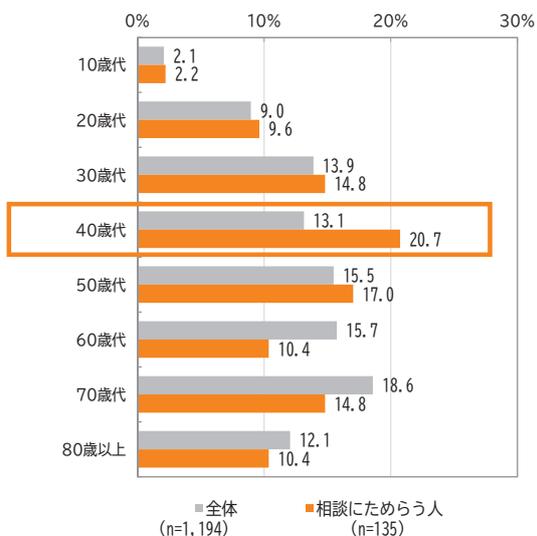
- 20歳代を中心とする若い女性に、ハイリスク者がいる割合が高いとみられます。
- ハイリスク者の女性には、親と同居している人、常勤の仕事に就いていない人（無職やパートなど）が多いとみられます。また自殺の要因としては、心の悩み、家族関係の不和、自分の病気の悩み、生活困窮などがあがっており、心身の不調や家庭不和、よい仕事が見つからない等の理由からうつやひきこもりなどの状況にある可能性も示唆されます。

第2章 甲府市における自殺の実態

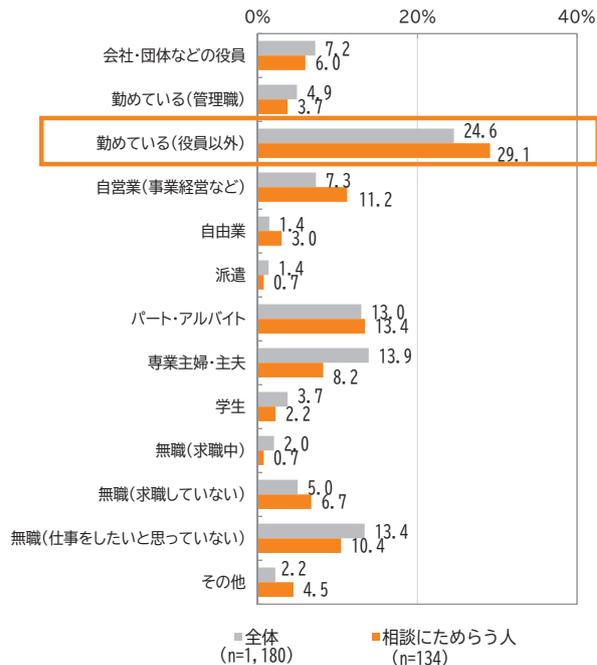
②悩みの相談や助けを求めることにためらう人（ハイリスク者の可能性がある層）

- 年代では「40歳代」を中心に20歳代～50歳代の割合が高くなっています。
- 世帯構成では「二世帯同居（あなたと子）」の割合が高くなっています。
- 職業では「勤めている（役員以外）」の割合が高くなっています。

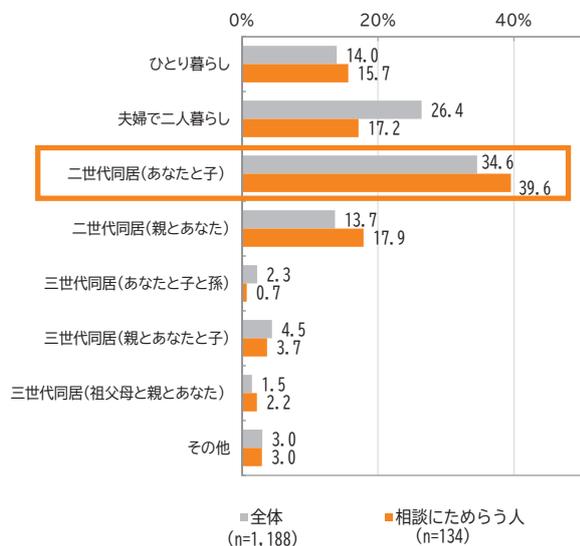
悩みの相談や助けを求めることにためらう人の年代



悩みの相談や助けを求めることにためらう人の職業



悩みの相談や助けを求めることにためらう人の世帯構成

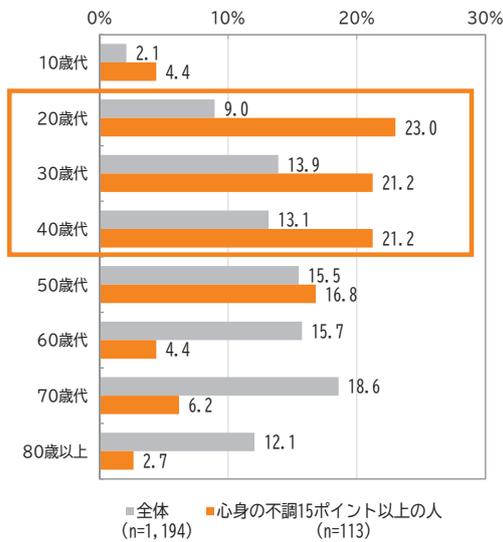


- 勤めている現役世代や、子どものいる親は、誰かに相談したり助けを求めることをためらう傾向があることが示唆されます。

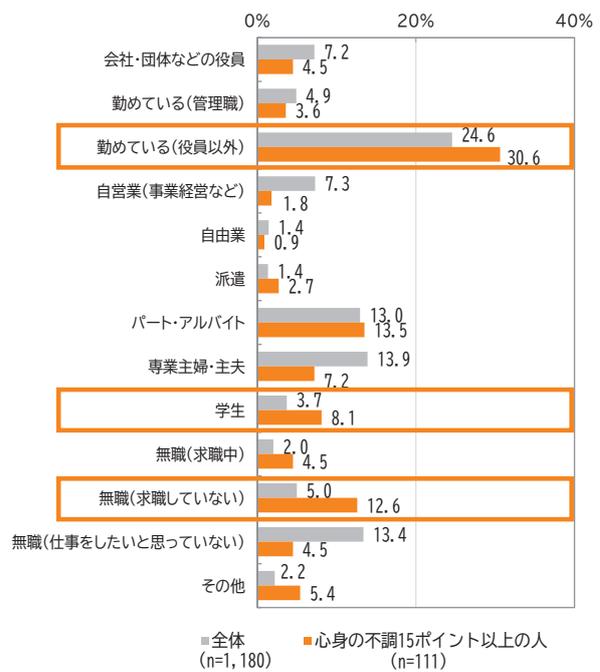
③こころの不調を抱えている人（ハイリスク者の可能性がある層）

- 年代では「20歳代～40歳代」の割合が高くなっています。
- 世帯構成では「二世帯同居（親とあなた）」の割合が高くなっています。
- 職業では「勤めている（役員以外）」「学生」「無職（求職していない）」の割合が高くなっています。

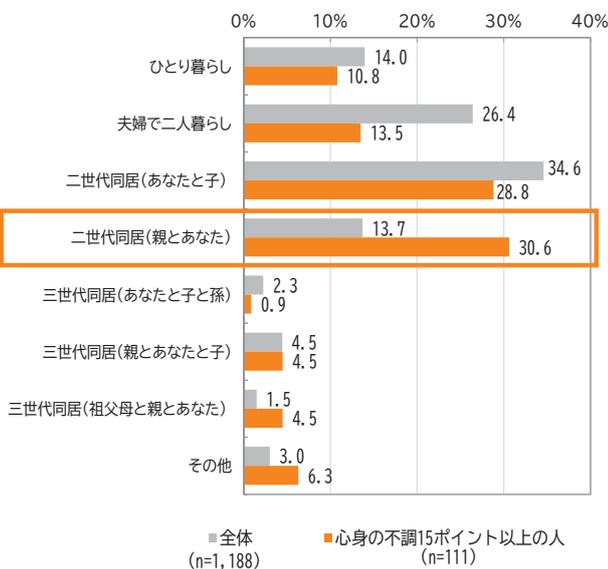
こころの不調を抱えている人（※）の年代



こころの不調を抱えている人の職業



こころの不調を抱えている人の世帯構成



※アンケート調査では、「ちょっとしたことでイライラしたり不安を感じる」「何をしても面倒だと感じる」などのこころの不調を感じる頻度を聞いており、この回答結果を「少しある」：1、「ときどきある」：2、「よくある」：3、「いつもある」：4としてポイント化し、合計ポイントが15以上の者を「特にこころの不調を抱えている人」としています。

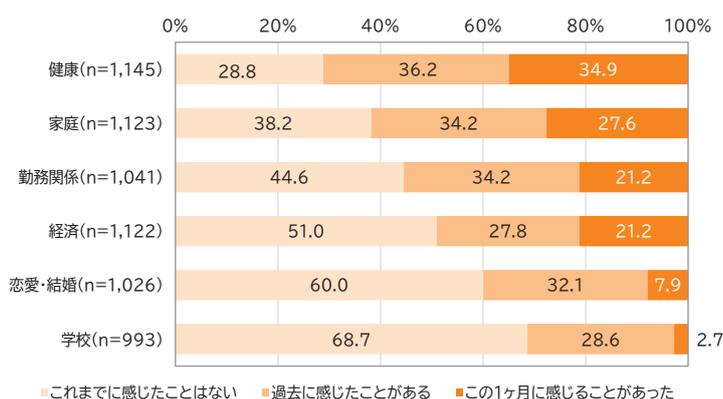
- 若い世代にこころの不調を自覚する人が多い結果となっており、自殺リスクを見極めながら手厚い対応が求められる状況といえます。
- 若い世代であるため学生が多く含まれるほか、結婚せず親と同居しながら勤めているか無職であるといった人が多いとみられます。

第2章 甲府市における自殺の実態

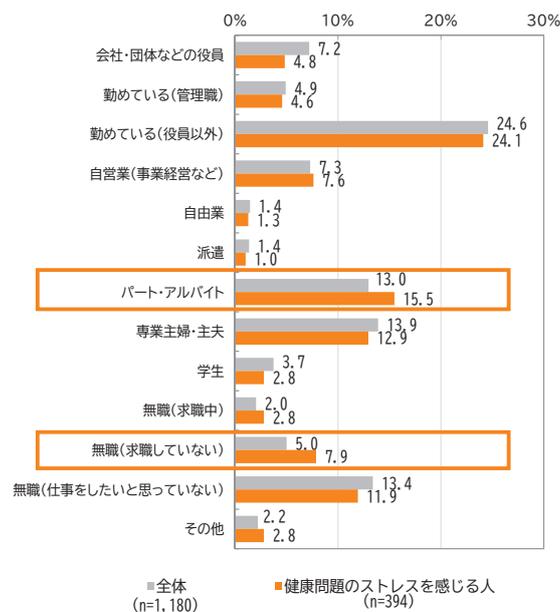
④悩みやストレスを抱えている人（ハイリスク者の可能性がある層）

- 悩みやストレスの原因は「健康」「家庭」「勤務関係」「経済」の順に多くなっています。
- 健康関係では、「女性」「パート・アルバイト」「無職（求職していない）」の割合が高くなっています。
- 家庭では、「女性」「30歳代～50歳代」「二世帯同居（あなたと子）」「勤めている（役員以外）」「パート・アルバイト」の割合が高くなっています。
- 勤務関係では、「20歳代～50歳代」「二世帯同居（あなたと子、親とあなた）」の割合が高くなっています。
- 経済では、「女性」「二世帯同居（あなたと子）」「50歳代」「パート・アルバイト」「無職（求職していない）」の割合が高くなっています。

この1ヶ月に悩みやストレスを感じたことがある割合



健康問題のストレスを感じる人の職業



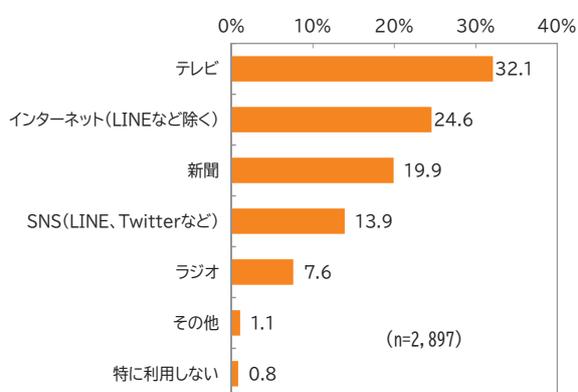
- 日常生活で悩みやストレスを抱える人には女性が多い傾向があります。
- パート・アルバイトや、無職（求職していない）者では、健康や経済上の悩みやストレスを感じる割合が高くなっています。
- 家庭に悩みやストレスを抱える人は、ひとり暮らしや夫婦二人世帯よりも二世帯同居世帯の割合が高く、子育てや親の介護などと仕事の両立が難しいことがストレスにつながっている可能性があります。

(2) 甲府市の自殺対策の取組みに対する評価・期待

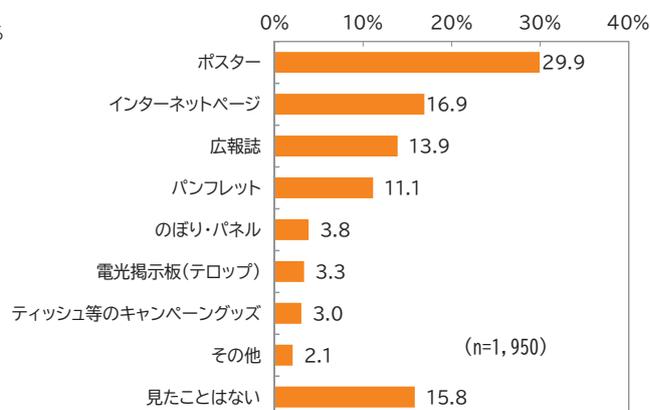
■効果的な媒体をつかった啓発・理解促進の継続が重要

- ・啓発については、行政機関や交通機関でのポスターをはじめ、インターネットページや広報誌等が一定の認知効果をあげているとみられるが、最も割合の高いポスターでも「見たことがある」割合は29.9%に留まっています。今後もターゲットに合わせた媒体を活用することが重要です。
- ・「自殺予防週間*・自殺対策強化月間*」「ゲートキーパー*」等の用語について「知っている」とした回答はいずれも10%以下であり、引き続き認知度・理解度の向上が求められます。

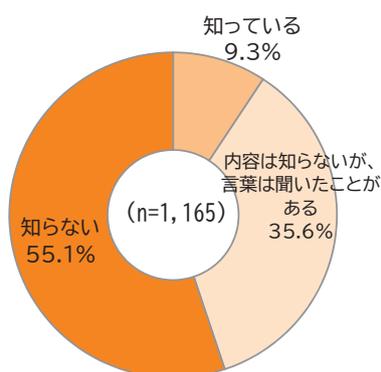
情報収集で利用している媒体（複数回答）



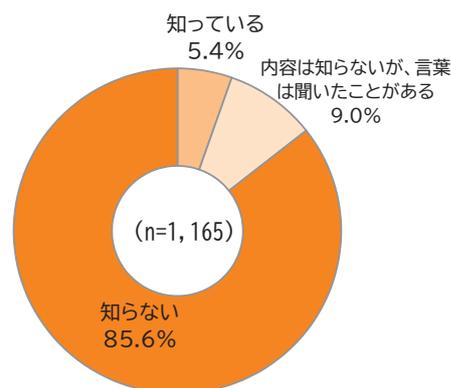
見たことのある自殺対策に関する啓発物（複数回答）



「自殺予防週間・自殺対策強化月間」の認知度



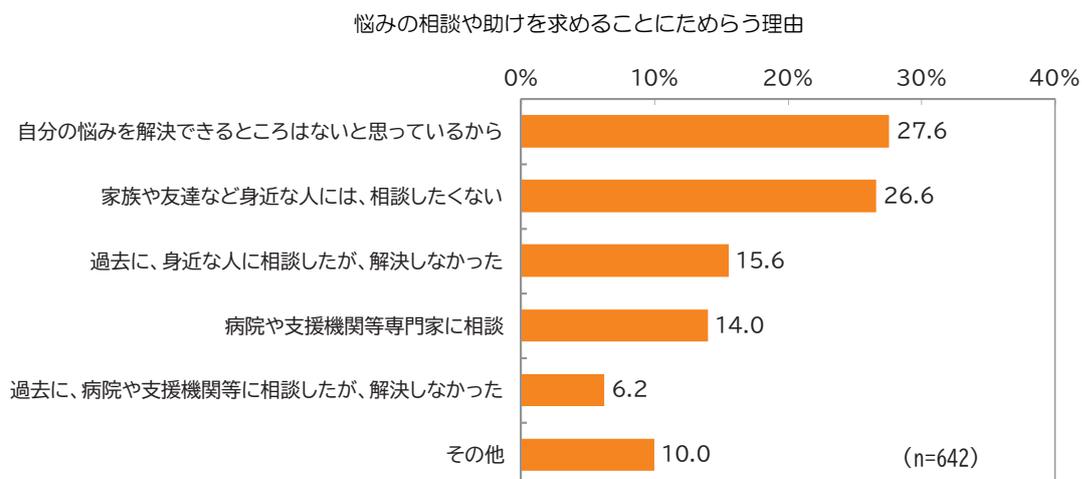
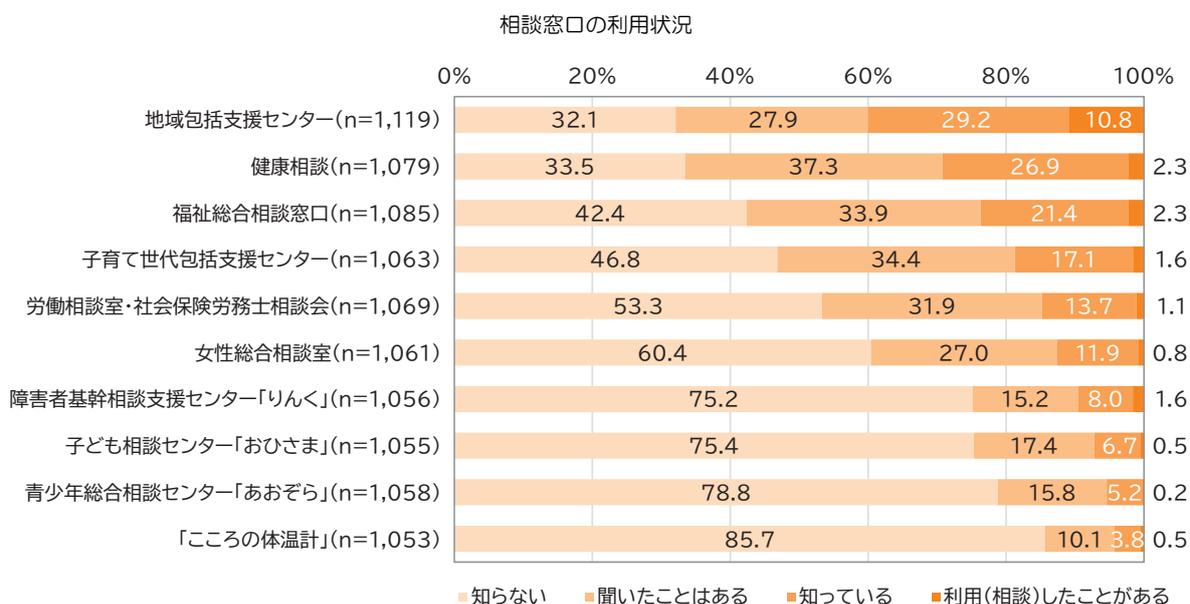
「ゲートキーパー」の認知度



第2章 甲府市における自殺の実態

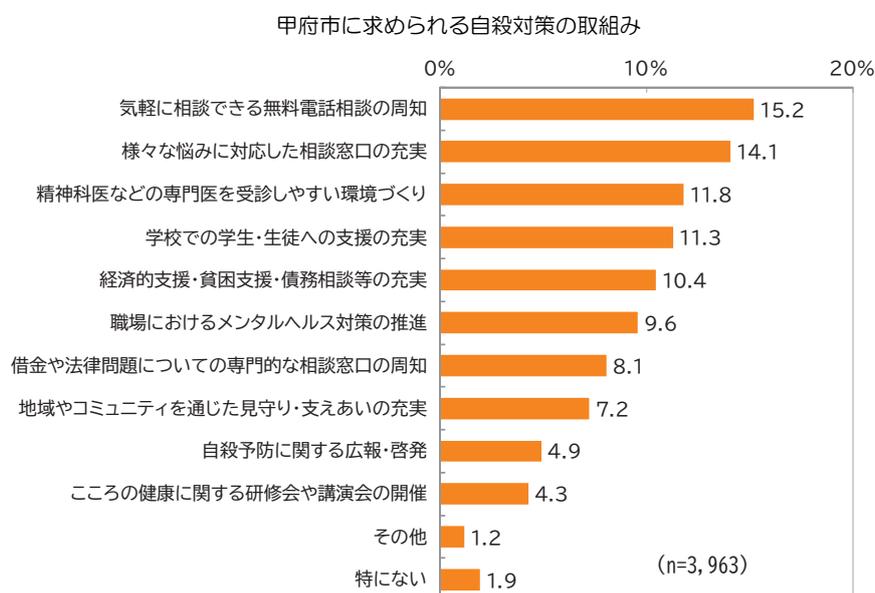
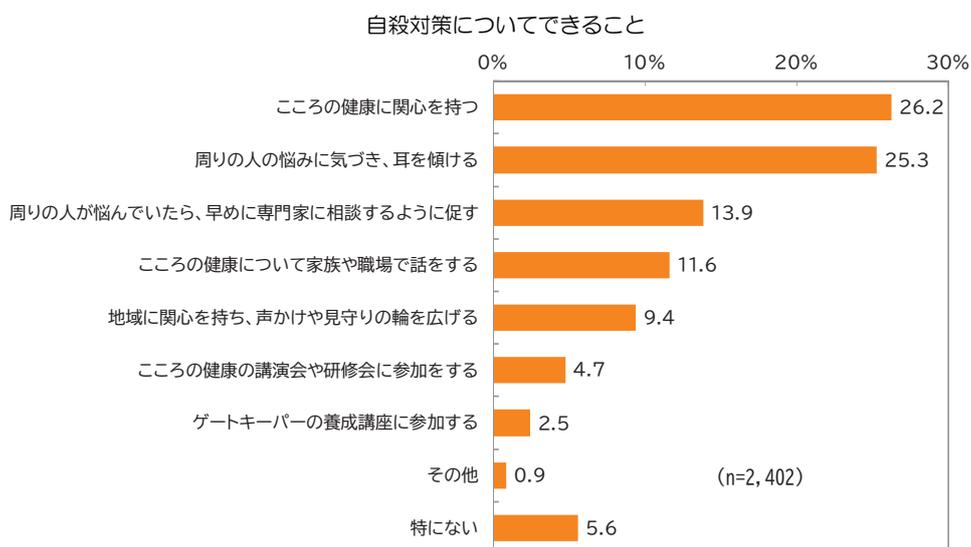
■相談窓口の活用と認知度向上が求められる

- ・相談窓口としては、「地域包括支援センター」「健康相談」「福祉総合相談窓口」「子育て世代包括支援センター」等が比較的認知度が高く、こうした相談窓口での情報発信やハイリスク者の把握等が重要になります。
- ・悩みの相談や助けを求めることにためらう人へその理由を尋ねたところ、「相談によって悩みが解決できないと思う」「身近な人には相談したくない」等の意見があがっています。こうした意識も踏まえながら、各種相談窓口の認知度向上や、気軽に相談できる環境づくり・意識啓発等が求められます。



■市民が取り組むべきと考える広く関心をひく周知・情報案内と、受診しやすい環境づくりやいじめ対策などの実効性ある取り組みが必要

- 自殺対策として市民ができることとしては、「こころの健康に関心を持つ」「周りの人の悩みに気づき、耳を傾ける」との回答が比較的多く、まずは関心を持ち、周りに気づくことができることを第一歩とした意識啓発が進みやすいと考えられます。
- 市に求められる自殺対策の取り組みとしては、「無料電話相談の周知」「相談窓口の充実」「専門医を受診しやすい環境づくり」等が、子ども・若者向けとしては、「SOS の出し方教育」「教員や保護者への研修」「いじめ防止対策の強化」(13.3%) 等があげられています。すでにある支援や相談窓口の周知を進めることに加え、受診しやすい環境づくりやいじめ対策などの明確な目的設定と実効性が求められる取り組みが必要です。



第2章 甲府市における自殺の実態

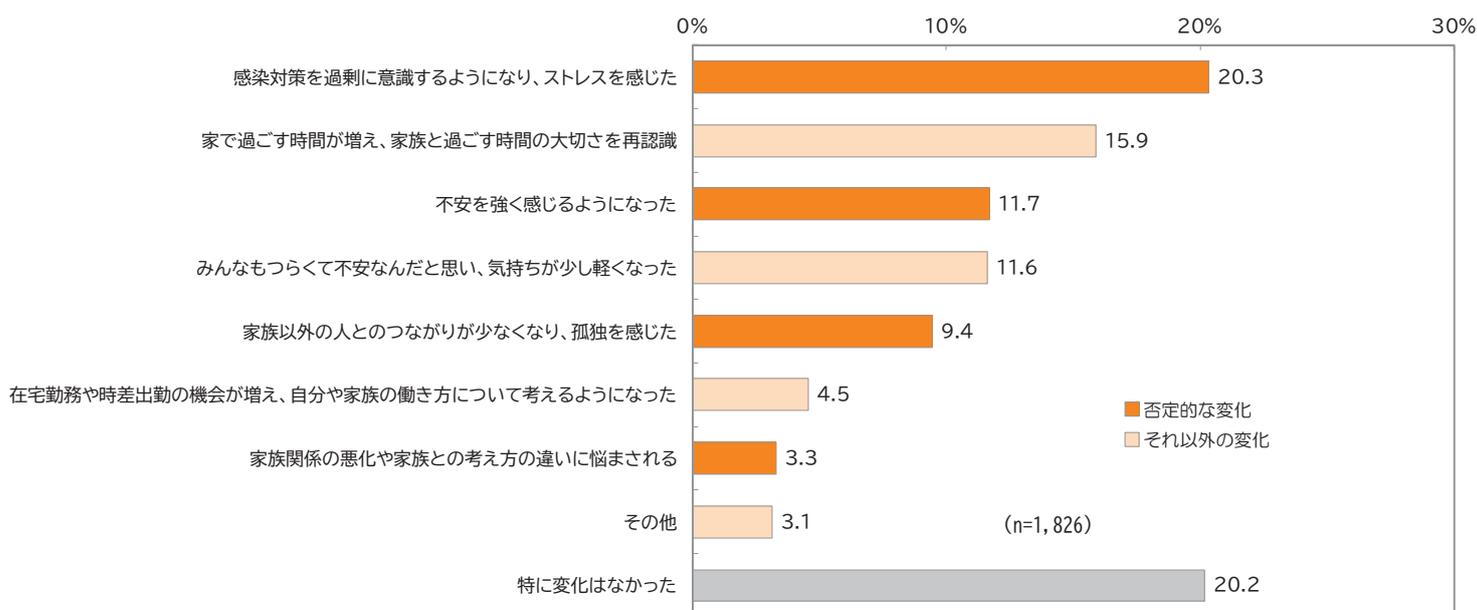
■新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における否定的な変化を踏まえることが必要

- 身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応を聞いたところ、「ひたすら耳を傾けて聞く」が最も割合が高く、40.1%となっています。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による心情や、考えの変化について尋ねたところ、否定的なものとしては、「感染対策を意識するストレス」が最も割合が高く 20.3%、「不安を強く感じるようになった」が 11.7%、「孤独を感じた」が 9.4%、「家族関係の悪化等」が 3.3%となっています。今後の自殺対策においては、新興感染症対策としてメンタルヘルス対応も含めた対策が必要となります。

身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応



新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による、心情や考えに変化があったか



4 甲府市が取り組むべきこと

前節までにみてきた本市における自殺に係る現状と、前期計画での取り組みを踏まえ、これからの自殺対策における課題と、取り組むべきことを整理します。

(1) 前期計画での取り組みと、残された課題

①前期計画での取り組みと成果

甲府市では、前期（第1次）の自殺対策推進計画の推進を通じて、各種相談支援の充実やゲートキーパー等の人材育成など、自殺対策のための様々な事業に取り組んできました。さらに高齢者、生活困窮者、勤務者・経営者、若者に向けては、重点的に支援を強化する施策を進めてきました。

②残された課題

しかし一方で、前節までにみてきたとおり、自殺に係る現状において、以下のような課題が残されています。

- 甲府市の自殺者数は、全国・山梨県と同様に減少傾向にありますが、比較すると国・県平均よりもやや高い傾向となっています。
- 平成29（2017）年～令和3（2021）年で、自殺が多かった集団は、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の順でした。
- 性別・世代別の自殺率をみると、20歳代男性・70歳代男性で顕著に高くなっています。
- 直近の自殺者数を性別でみると、男性はわずかに減少したのに比べ女性が微増の状況にあります。
- アンケート調査からは、自殺を考えたことがあったり、現在こころの不調を抱えているなど自殺のリスクが高い方は20歳代～40歳代で、特に女性に偏りがあることが示唆されており、うつ・ひきこもりなどとの関連も懸念されます。
- またアンケート調査では、40歳代を中心に、他の世代と比べて悩みの相談や助けを求めることにためらう傾向がありました。
- 相談窓口や「自殺予防週間*・自殺対策強化月間*」「ゲートキーパー*」など、支援や広報事業の認知度は限定的なものに留まっています。

第2章 甲府市における自殺の実態

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によるストレス、不安、孤独などの否定的な心情の増加にも配慮した取組みが求められています。

(2) 甲府市においてこれから求められる取組み

(1)の内容を踏まえると、これからの自殺対策として次の取組みが求められるといえます。

〈これから求められる取組み〉

- ◆ すでに実施・運営されている様々な支援の窓口や制度・サービス等について、その周知を強化し、認知度向上や利用促進につなげる必要があります。
- ◆ 自殺率が国・県より高いことから、市内のみならず多くの人を巻き込んでの対策が必要です。
- ◆ 市民全体を対象とすることに加え、特に対応すべき対象を明確に絞り込み、その人々の抱える問題に重点的に対応することが必要です。

以上の取組みは、具体的には次に示すような施策によって推進していく必要があります。

- 相談窓口や「自殺予防週間*・自殺対策強化月間*」「ゲートキーパー*」などのさらなる認知度・理解度の向上に取り組むこと。
- 意識啓発として、自殺対策への関心を高めることに加え、自殺対策は各自治体共通の取組みであることから、他の自治体と連携し取り組むこと。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によるストレス、不安、孤独や、そうした影響を特に受けやすい層など、社会情勢を踏まえたリスク抑制を図ること。

また、特に「自殺リスクが高いことが懸念される人」として、以下の対象群への対策に重点的に取り組むことが重要となります。

①20 歳代～40 歳代の女性の非正規雇用者、無職等の人

アンケート調査によると、20 歳代を中心として 20 歳代～40 歳代の人には自殺を考えたことがあった人や心身の不調を抱える人が比較的多く、性別では女性に多い傾向がみられ、その中には常勤雇用でなく経済的に困窮していたり、ひきこもりやうつといった問題を抱えている傾向があることが懸念されます。

②10 歳代～20 歳代の学生／社会人になったばかりの若者

アンケート調査によると、こころの不調を抱える人は若い年代に多く、学生や社会人になったばかりの時期では、受けるストレスに十分対応できず心の調子が不安定になる人が多いことが懸念されています。全国的に若者の自殺率は高い傾向にあり、地域自殺実態プロファイル*では 20 歳代男性の自殺率が高くなっています。

③働きながら子育てや介護をしている人

アンケート調査によると、人に相談したり助けを求めることにためらう強い傾向があることが懸念されます。特に 30 歳 40 歳代を中心として 20 歳代～50 歳代の現役世代は、職場の人間関係等を原因とする不安やストレス、子育てや親の介護などで悩みやストレスを抱える人が多いと考えられます。

④高齢の単身・夫婦のみの世帯の人

地域自殺実態プロファイル*によると、高齢者では配偶者との死別や、老々介護状態の方に自殺リスクが高い人が多いことが懸念されます。

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

1 基本的な考え方

(1) 自殺対策の基本方針

自殺は個人の問題ではありません。国は「自殺総合対策大綱*」において、自殺を「社会の問題」と位置づけています。またその解決の方針として、「生きることの包括的な支援」「関連施策との有機的な連携」「段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」などを掲げ、社会問題への対策を進めることで「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

本市でも「健康都市こうふ基本構想」において、健康づくりを「人」の健康づくり、「地域」の健康づくり、「まち」の健康づくりという三本柱と捉え、心身の健康にとって、「人と人とのふれあい・交流」や「生活環境や都市基盤」の整備といった地域活動やまちづくりが重要であるとの考えを定めています。

このことを踏まえると、自殺対策においては、社会問題としての関心や理解を市民に幅広く促していくことに加え、社会問題の影響をより深刻に受けることが懸念される層が取り残されることのないよう、そうした人々の抱える問題に寄り添い、社会全体として誰もが暮らしやすいまちをつくっていく姿勢が重要といえます。

以上の考えのもと、本市における自殺対策の基本方針を以下のとおり定めます。

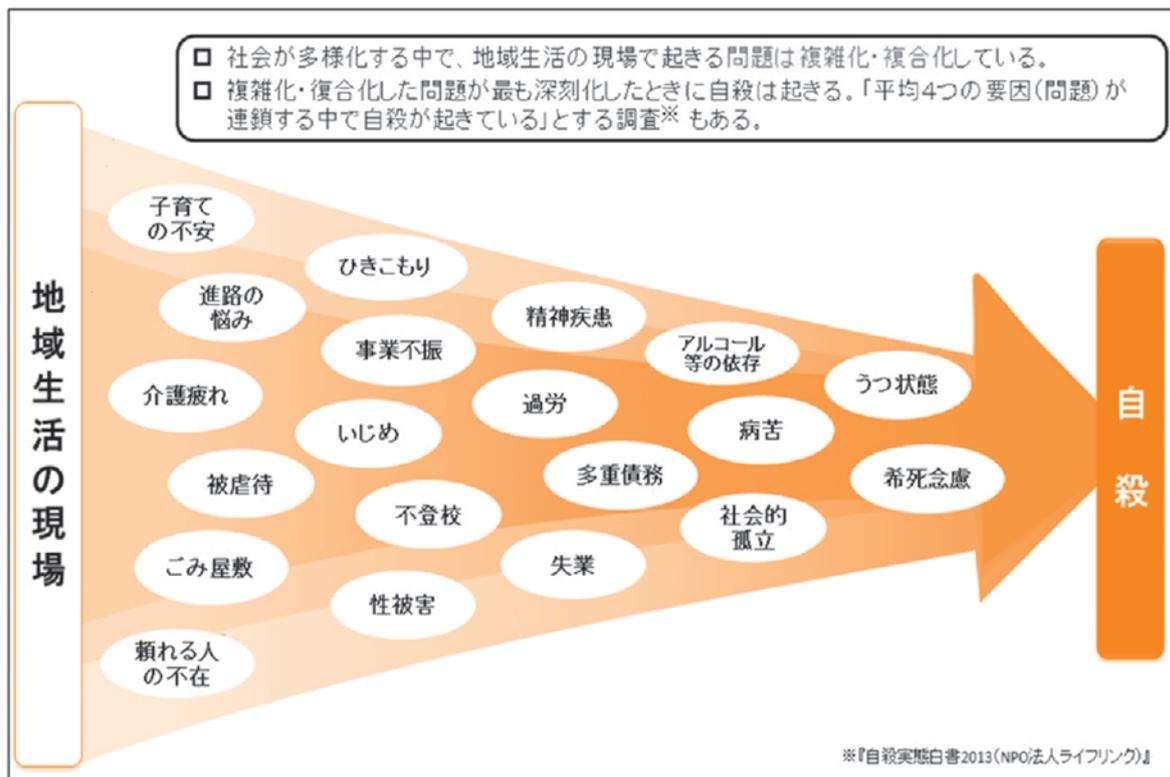
甲府市 自殺対策基本方針

「誰も取り残されることのない、
社会全体で悩みや不安に寄り添えるまちをつくる」

(2) 自殺対策として取組む施策

自殺の背景にある社会問題には、健康、経済状況、人間関係などの問題に加えて、地域・職場の状況や家族の状況など周囲のものごとやその変化が複雑に関係しています。こうした問題は、近年より複雑化・複合化しているとみられます。

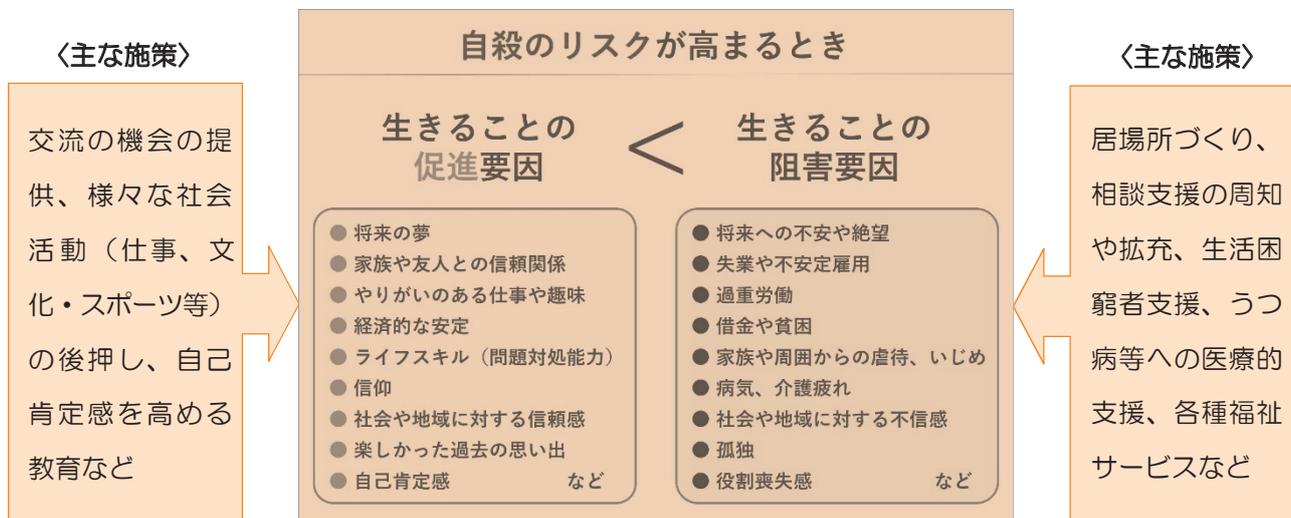
しかしひとつひとつの問題は、例えば経済的支援や相談支援といった制度の周知・拡充、また専門家への相談やうつ病等の治療などの社会的支援によって、解決することが可能です。



自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」より引用）

こうした社会的問題を解決するための施策は、「生きることの阻害要因」を減らすものといえます。一方で自殺対策には、社会での活躍の場を提供したり、様々な人間関係づくりを後押しするといった、「生きることの促進要因」につながる施策も重要となります。

一般に自殺は、「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときにリスクが高くなるとされています。つまり自殺対策の施策としては、この双方が求められます。社会問題の解決や、地域や人々のつながりづくりには、幅広い施策分野が関わっているため、本市ではこうした様々な施策分野を横断し、社会環境と地域づくりの視点で自殺対策を進めていきます。



画像出典：「いのちを支える自殺対策支援推進センター」HP 自殺対策概要より（左右の施策例を追加）

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

(3) 自殺対策の対象

自殺対策の施策は、社会環境づくりとして市民全員を対象に進めることが基本となりますが、特に「自殺リスクが高いことが懸念される人」に向けて、求められる支援等に重点的に取り組むことも重要となります。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、全国的に女性や小中高生の自殺者数が増加するなど新たな傾向が生じており、国の「自殺総合対策大綱*」では女性、無業者、非正規雇用者、ひとり親家庭、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の人、子ども・若者といった層に注視し、その対策に取り組むことが重要としています。

加えて、社会的な困難を抱える／抱えがちな層である、生活困窮者、がんなど大病を患った人、高齢者、虐待や性暴力の被害者、ひきこもり、性的マイノリティ*といった人々への様々な支援施策も、その自殺リスクを抑制するという視点で実施していく必要があります。

さらに、自殺未遂者や、自殺によって遺された親族等（自死遺族）へは、新たな自殺リスクを高めることのないよう支援していくことが求められます。

以上のことを踏まえて本市では、自殺対策の対象を以下のとおり整理し、必要な施策を実施していきます。

市民全員のように広い対象へは、意識啓発や情報提供が主な施策になりますが、対象が狭くなるほど、相談・社会問題解決などの具体的で実効性のある施策に注力します。

	対象	想定される人々	必要な施策
 広い 狭い	市民全員	—	意識啓発、情報提供
	近年対策が求められる層	女性、無職者、非正規雇用者、ひとり親家庭、子ども・若者など	上記に加えて、相談支援、社会問題解決の制度など
	社会的困難を抱える／抱えがちな層	高齢者、生活困窮者、がんなど大病を患った人、勤務・経営者、虐待や性暴力の被害者、ひきこもり、性的マイノリティ*など	
	本市において「自殺リスクが高いことが懸念される層」	①20歳代～40歳代の女性の非正規雇用者、無職等の人 ②10歳代～20歳代の学生／社会人になったばかりの若者 ③働きながら子育てや介護をしている人 ④高齢の単身・夫婦のみの世帯の人	上記に加えて、危機的な状況にある人の把握や対応

(4) 施策推進の考え方

前節までの内容を整理すると、本市が自殺対策施策を推進する考えは以下のとおりとなります。

甲府市の自殺対策施策推進の考え方

- 1) 自殺問題は、社会環境づくりによって解決・改善していく
- 2) 社会問題解決や地域づくりに係る幅広い施策分野で横断的に取組む
- 3) 想定する対象について適切な対応をとる（狭い対象には実効性を高める）

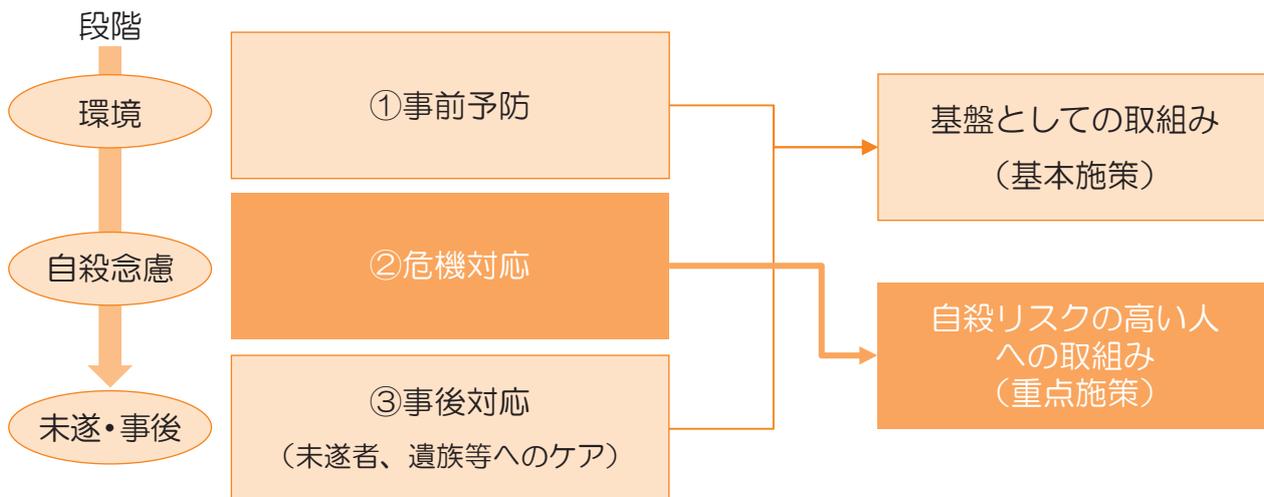
また上記の3)については、対応の必要となる段階に応じて、大きく次の3つの取組みを行うこととします。

- ①事前予防……日常生活を送る環境において、自殺リスクを低減する取組み
- ②危機対応……自殺念慮（自殺したいという意識）を持つ危機的な状況にある人への介入・支援を行う取組み
- ③事後対応……自殺未遂者、また自死遺族に対してケアをする取組み

- ・①については全市民を対象とした取組み、③については未遂者・自死遺族に行うべき取組みであり、いずれも自殺対策における基盤的（環境整備的）な施策となります。本市ではこれを「基本施策」と位置づけます。
- ・②については、自殺リスクの高い人に焦点を定めて、待っているだけでなく自殺予防のための能動的なアプローチ（危機的状況から脱するための支援）が求められる取組みといえます。本市ではこれを「重点施策」と位置づけます。

以上の考え方から、本計画では「基本施策」として①事前予防、③事後対応に関する取組みを、「重点施策」として自殺リスクの高い人への②危機対応をメインとした取組みを定め、実効性の高い施策推進に努めます。

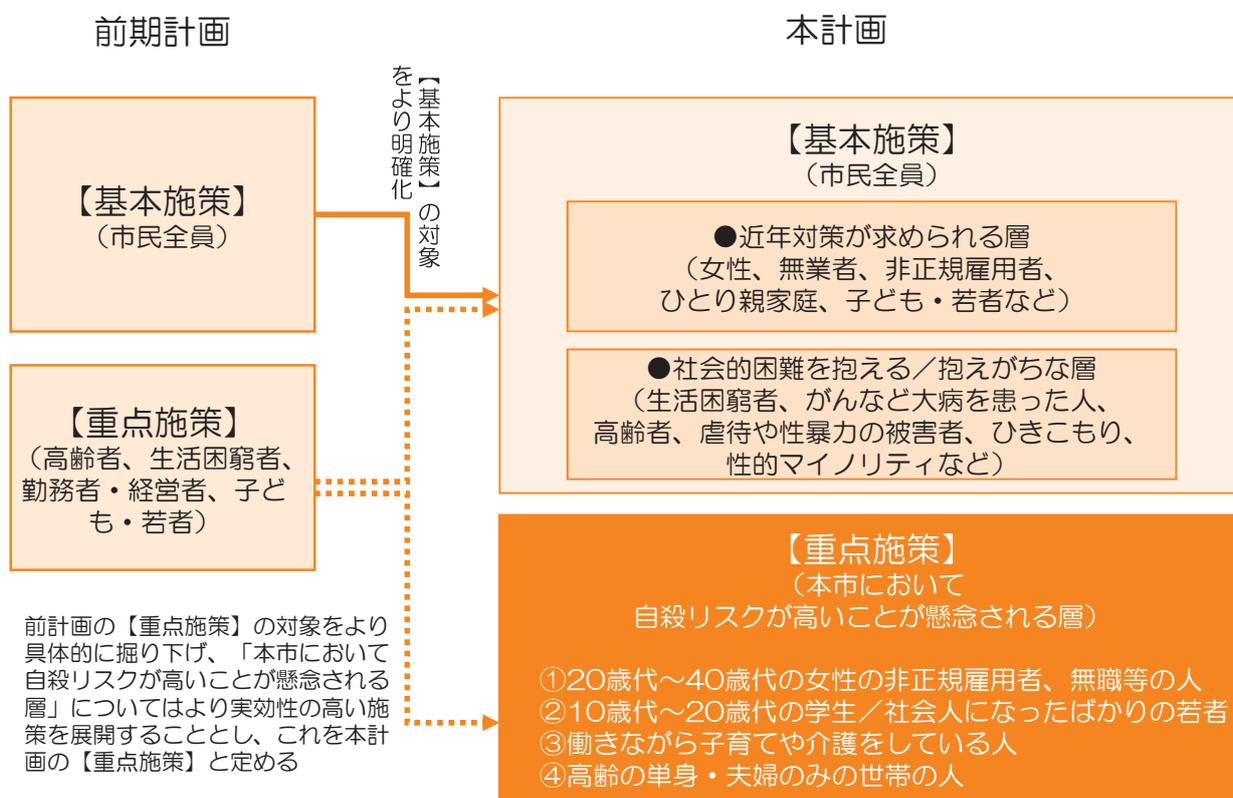
〈各段階と本計画の施策との関連〉



【参考】前期計画からの進展

本章に示した基本的な考え方は、本市の前期自殺対策推進計画の考え方をさらに推し進め、自殺対策に求められる施策の構造化と、施策対象のより精緻な掘り下げを行い、実効性の高い計画推進を図るものです。

施策とその対象についての前期計画からの進展について、下図に整理します。



2 施策の体系

前章の「甲府市における自殺対策上の課題」に対応するために、前節に示した基本方針と考え方に基づいて、本計画では以下の「基本施策」と「重点施策」に取り組めます。

なお、基本方針で定めた「誰も取り残されることのない、社会全体で悩みや不安に寄り添えるまちをつくる」ためには、生活福祉、健康増進、子育て支援、公共の施設・設備の管理など様々な取組みも大切になることから、関連施策についてもまとめ、基本方針の実現を後押しする形で進められるよう努めます。

第2次 甲府市自殺対策推進計画 (全124事業)

基本施策（18事業）

- 1 市民への啓発と周知
(5事業)
- 2 地域におけるネットワークの強化
(3事業)
- 3 自殺対策を支える人材の育成
(3事業)
- 4 生きることの促進要因への支援
(3事業)
- 5 未遂者・自死遺族等へのケア
(4事業)

重点施策（43事業）

- 1 女性の非正規雇用者、無職者への自殺対策の推進
(14事業)
- 2 子ども・若者への自殺対策の推進
(12事業)
- 3 仕事や家庭の悩みを抱え込みがちな人への自殺対策の推進
(8事業)
- 4 高齢の単身・夫婦のみの世帯への自殺対策の推進
(9事業)

生きる支援の関連施策（63事業）

〈SDGsを踏まえた施策推進〉

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」という共通理念のもとに、国連で採択された17の目標です。

本市においては、「甲府市SDGs推進ビジョン」を策定し、SDGsの考え方を様々な施策・事業を展開するための基本と位置づけ、SDGsを積極的に推進しています。

本計画でも、各施策ごとに関係の深いSDGsの目標を設定しており、計画の推進を通じてSDGsの達成に寄与することを目指します。

	施策	対応するSDGsの目標
基本施策	1 市民への啓発と周知	3 気候変動に具体的な対策を 5 ジェンダー平等を促進しよう 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	2 地域におけるネットワークの強化	1 貧困をなくそう 3 気候変動に具体的な対策を 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	3 自殺対策を支える人材の育成	3 気候変動に具体的な対策を 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	4 生きることの促進要因への支援	3 気候変動に具体的な対策を 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	5 未遂者・自死遺族等へのケア	3 気候変動に具体的な対策を 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
重点施策	1 女性の非正規雇用者、無職者への支援	1 貧困をなくそう 3 気候変動に具体的な対策を 5 ジェンダー平等を促進しよう 10 人や国の不平等をなくそう
	2 子ども・若者の自殺対策の推進	1 貧困をなくそう 3 気候変動に具体的な対策を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を促進しよう 10 人や国の不平等をなくそう
	3 仕事の悩みを抱え込みがちな人への支援	3 気候変動に具体的な対策を 8 働きがい、経済成長を 10 人や国の不平等をなくそう
	4 高齢の単身・夫婦のみの世帯への支援	1 貧困をなくそう 3 気候変動に具体的な対策を 10 人や国の不平等をなくそう

3 基本施策

基本施策では、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組みとして、以下の5施策を推進していきます。

基本施策

- 1 市民への啓発と周知
- 2 地域におけるネットワークの強化
- 3 自殺対策を支える人材の育成
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 未遂者・自死遺族等へのケア

基本施策1

市民への啓発と周知

自殺を予防するためには、まず多くの市民が自分自身の事として捉え、誰にとっても降りかかる可能性があることや、孤立がリスクにつながる事、身近な人に悩みを抱える人がいる場合に推奨されることなどについての知識と理解を得ることが重要です。また、地域のネットワークを強化し、相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、こころの健康に不調を抱えた周囲の人を適切な支援へとつなげることができません。

そこで本市では、市民との様々な接点を活かして、自殺予防に関する意識啓発や理解促進に取り組むとともに、相談機関等に関する情報提供を通じ、気軽に相談できる環境づくりを後押しします。

No	事業名	取組内容	担当課
1	広報等を活用した啓発・周知	市の広報等にこころの健康づくりに関する情報、自殺対策の取組み、相談窓口一覧、相談会の開催情報等を掲載することにより自殺対策の啓発や周知を図ります。特に、生活困窮、がん、難病、子育ての悩みなど特定の対象に向けた相談窓口については、周知の媒体や場所などを工夫し、支援を要する人に確実に届くよう努めます。	精神保健課
2	普及啓発事業	9月の自殺予防週間*及び3月の自殺対策強化月間にあわせて、啓発用リーフレットの配布や、講演会の開催、本庁舎大型ビジョンでの啓発動画の放映、パネル展示等を通じて普及啓発活動を行います。	精神保健課
3 新規	市内イベント・キャンペーン等と連携した理解促進	女性対象の健診、女性の利用が多い地域の商業施設において、啓発用リーフレットの配布を通じて普及啓発活動を行います。	精神保健課
4	こころの健康に関する健康教育の実施	全市民や地区、または職域等にて健康教育を実施し、こころの健康づくりの推進を図ります。	地域保健課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	取組内容	担当課
5	あなたの地区（まち）の 出張保健室による こころの健康相談の実施	あなたの地区（まち）の出張保健室において実施する健康相談等にて、こころの健康に関する相談を実施し、必要に応じて支援機関につなぎます。	地域保健課



基本施策2	地域におけるネットワークの強化
--------------	------------------------

自殺を予防するためには、地域における情報発信や啓発、また自殺リスクの高い人が多いと懸念される層への適切な支援策を、地域の様々な主体が連携しながら検討・実施することが重要です。さらに、住民から生活上の様々な悩み相談を受け付けたり、危機的状況にある人への迅速な支援を行ったりする上では、専門機関との連携も求められます。

そこで、行政、企業、医療機関、民間団体、市民等が相互に連携・協働する仕組みを構築するとともに、その中で実効性の高い自殺対策について検討・実施できるよう図ります。

No	事業名	取組内容	担当課
1	甲府市自殺対策推進協議会の開催	行政、関係団体、市民等の幅広い主体が参加する自殺対策推進協議会を開催し、関係機関との連携を図り、重点的に取組む課題の共有を図ります。	精神保健課
2	甲府市自殺対策推進本部による対策会議の開催	甲府市自殺対策推進本部及び幹事会による対策会議を庁内で開催し、自殺対策を全庁的な取組みとして推進していきます。	精神保健課
3 <small>新規</small>	甲府市精神保健福祉担当者連絡会議	市内精神科医療機関と本市の担当者による、甲府市精神保健福祉担当者会議を開催し、精神保健福祉に関する課題を共有し、支援体制を検討していきます。	精神保健課

基本施策3

自殺対策を支える人材の育成

自殺対策における様々な取組みは、それを担い支える人材がいて、初めて機能するものです。特に、自殺の予防のための相談対応や危機的状況にある人への介入、未遂者や自死遺族へのケアなどにおいては、専門的な知見や能力が求められるため、そうした人材を育成することが重要となります。

本市では自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にした研修等を開催することで、自殺対策の各種取組みの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

No	事業名	取組内容	担当課
1	こころの健康講座 (ゲートキーパー養成講座) の開催	一般市民を対象としたゲートキーパー養成講座を開催し、市民が自身だけでなく家族や地域等周囲のこころの健康を気にかけることで、異変に気づき、必要時に適切な専門機関へつなぐ等の役割を担えるようにします。	精神保健課
2	各種団体向けゲートキーパー養成講座の開催	日頃から市民と密接な関わりがある地域包括支援センター職員や医療・介護関係者のほか、民生児童委員やPTA役員など、児童生徒と日頃から接する機会のある地域の関係者に対し、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。また、動画視聴等の手法を用いて、効果的な養成を行います。	精神保健課
3	市職員向けゲートキーパー養成講座の開催	庁内の多様な事業を計画に位置づけ自殺対策への意識をもって取組むとともに、その他の職員についても意識付けを行い全庁を上げて包括的に自殺対策に取り組むため、市職員を対象としたゲートキーパー養成講座を開催します。	精神保健課

基本施策4	生きることの促進要因への支援
--------------	-----------------------

自殺対策では、「生きることの阻害要因」を減らす取組みや支援に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことが重要となります。

生きることを促進する要因としては、社会活動を通じた人とのふれあいや、やりがいのある仕事や趣味、ライフスキル（問題対処能力）などがあります。本市では、市民が暮らしの中でこうしたものを得ることができるよう、居場所や機会づくり、また自己成長を後押しします。

No	事業名	取組内容	担当課
1	居場所づくりの推進	孤立のリスクを抱える方を対象に、地域における交流の場へつなぎ、社会的孤立を防ぎます。	長寿介護課 精神保健課 地域保健課 子ども応援課
2 新規	健康づくりを通じた「心」の育成	市民や団体が主催するイベントや出前講座・公民館等主催事業を活用して「食育」や「心の教育」を展開し、生きる力をつちかひ、いじめやひきこもりのないまちづくりを推進し、「心」の育成に努めます。	生涯学習課
3	子育て世帯に対する交流機会の提供	愛育会活動や幼児教育センターでの事業を通じて、保護者同士が自由に交流できる機会を提供し、様々な問題を抱える保護者の早期発見や対応を行います。	地域保健課 子育て支援課

基本施策5	未遂者・自死遺族等へのケア
--------------	----------------------

自殺未遂者や、自死遺族へのケアは、さらなる自殺を予防するためにも極めて重要です。

地域連携を通じ、悲しみを癒し苦痛をやわらげるための支援を行うことで、新たな自殺の発生を防ぎます。

No	事業名	取組内容	担当課
1	地域との連携による 包括的な自殺未遂者の支援	自殺未遂者支援として、山梨県自殺防止センターをはじめ、医療機関・警察・消防・行政・地域などが有機的に連携し、継続的な医療支援や相談対応を行い、再企図防止を図ります。	山梨県自殺防止センターと連携
2	関連機関への未遂者ケア等に関する研修等の実施	山梨県自殺防止センターと連携して市内の救急医療等に従事する様々な職種間の交流や情報交換を目的とした自殺未遂者ケア研修会への参加を促します。	
3	自殺者の親族等に対する支援	身近な人の自殺を経験した人のこころのケアに関する相談窓口等の情報提供をするとともに、山梨県自殺防止センターなどの適切な支援機関へつなぎます。	
4 <small>新規</small>	甲府市病院事業	地域包括ケア事業等を進める上での地域の拠点となり、自殺企図者のケア等の対応を行います。救急対応及び希望者に対する相談業務を行うとともに、更なる制度の周知を行います	医事課総合相談センター

4 重点施策

重点施策は、本市における自殺の特性や課題を踏まえた上で、特に自殺リスクが高いと考えられる人への危機対応をメインとした、優先的かつ重点的に取り組むべき施策をまとめたものです。

基本施策と組み合わせて推進することで、本市の実態に即した効果的な施策の展開を図っていきます。

重点施策

1 女性の非正規雇用者、無職者への自殺対策の推進

2 子ども・若者への自殺対策の推進

3 仕事や家庭の悩みを抱え込みがちな人への自殺対策の推進

4 高齢の単身・夫婦のみの世帯への自殺対策の推進

重点施策 1	女性の非正規雇用者、無職者への自殺対策の推進
---------------	-------------------------------

20歳代を中心として、20歳代～40歳代の人には心身の不調を抱える人が比較的多く、特に非正規雇用者や無職者の中には経済的に困窮していたりするケースが懸念されます。全国的に正規雇用率や給与額は男性に比べて女性が低い傾向にあることから、特に女性にリスクの高い人が多い恐れがあります。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、こうした経済的に困窮している人における自殺リスクは高まっていることが懸念されます。

そこで、主に女性に対して、生活困窮支援や、声を上げづらい人に向けた様々な相談支援を充実させ、必要に応じて経済的な支援策へつなげるとともに、ひきこもりなど困難な状態にある本人や、その家族が交流できる場づくりを推進していきます。

1) 生活困窮者への支援・関係機関との連携

No	事業名	取組内容	担当課
1	自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動による支援	生活困窮者自立相談窓口と関係機関との連携による支援を行います。	生活福祉課
2	合同研修会の開催	関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を開催し、自殺対策との連動性を高めます。	生活福祉課
3	母子・父子自立支援員設置事業	母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定や児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課

2) 生きるための包括的な支援の実施

No	事業名	取組内容	担当課
1	自立相談支援事業の実施	生活困窮者からの相談に応じ、自殺対策との連動性を高め、必要な情報の提供及び助言・指導を行います。	生活福祉課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

2 新規	普及啓発事業（再掲）	女性対象の健診、女性の利用が多い商業施設等において、啓発用リーフレットの配布を通じて普及啓発活動を行います。	精神保健課
3 新規	ひきこもり状態にある方の家族支援	ひきこもり状態にある方のご家族を対象に、同じ悩みや思いを持つ家族が分かち合い情報共有できる場として、家族のつどい「かたりどころ」を実施します。	精神保健課
4	家計改善支援事業の実施	家計状況の「見える化」や根本的な課題の把握により、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。	生活福祉課
5	生活保護受給者就労支援事業の実施	生活保護受給者に対して、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を送れるよう支援します。	生活福祉課
6	女性総合相談窓口事業	DV（ドメスティックバイオレンス）、セクシャルハラスメント、家庭や家族の悩み、自分自身の悩みなど女性に関する身近な悩みの相談を受け付けています（男性についても受け付けています）。	人権男女参画課
7 新規	なでしこ健診	女性のための乳がん検診や骨粗しょう検診です。同じ会場で女性の健康に関する健康相談や食事診断などについて女性スタッフが相談に応じます。	地域保健課
8	「子育て世代包括支援センター（現こども家庭センター（母子保健）の運営）」の運営	望まない妊娠や、産後うつなど妊娠期から子育て期まで様々なニーズに対して母子保健コーディネーターやマイ保健師が寄り添いながら相談支援を行います。	母子保健課
9	妊産婦健康診査事業	出産後、間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成するとともに、産科医療機関と連携して産後の母子に対する支援を行い、妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援体制を整備しています。	母子保健課
10	母子保健事業	健やかな妊娠・出産や児の成長と発達の確認、母親等の子育てへの相談に応じるため、保健師・助産師・公認心理師等の専門職が、訪問指導や健康診査、相談事業等を行います。	母子保健課
11	ハローワークとの一体的就労支援事業	本庁舎の職業相談窓口「ワークプラザ甲府」において、本市が行う福祉相談と国が行う無料職業紹介等を一体的に実施します。	雇用創生課

重点施策2	子ども・若者への自殺対策の推進
--------------	------------------------

若者の自殺率は増加傾向にあります。こころの不調を抱える人は若い人ほど多く、学生や社会人になったばかりの時期では、受けるストレスに十分対応できず心の調子が不安定になる人が多いことが懸念されます。

そこで、子どもの頃から、こころの不調を感じた際に誰かを頼ること（SOSを出すこと）を学べる機会をつくるとともに、そうしたSOSに対応できる受け皿の整備や、学生以上の若者を対象とした啓発・相談支援に取り組めます。このことで、子ども・若者の自殺予防に努めます。

1) SOSの出し方に関する教育の実施

No	事業名	取組内容	担当課
1	SOSの出し方に関する教育の実施（義務教育）	若年者の自殺対策の一環として、市内公立学校の児童生徒を対象としたSOSの出し方に関する教育を実施します。	学校教育課
2 <small>新規</small>	SOSの出し方に関する教育の実施と小中学校との連携	全国的に若年層の自殺者数が増加傾向にあることから、こころの健康を保つための支援としてデジタル漫画を作成し配布します。	精神保健課



第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

2) 児童生徒からのSOSに対応する受け皿の整備

No	事業名	取組内容	担当課
1	子どもの学習支援事業の実施	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知し、当該家庭を支援へつなげます。	生活福祉課
2	学校危機管理体制整備事業の実施	子どもたちが抱える問題が、複雑化・多様化しており、いじめや不登校などに関する総合的な相談窓口として、「甲府市児童生徒支援センターすてっぷ」を設置した。ヤングケアラーをはじめとした、青少年の様々な悩みの相談窓口である「子ども・青少年総合相談センターあおぞら」と連携しながら、児童・生徒に寄り添い、きめ細かな支援を行い課題解決を図ります。	学校教育課
3 新規	SOSの受け方に関する教育の実施	小中学校の保護者へのデジタル漫画やパンフレットの配布のほか、講座を開催するなどSOSを受け止める側の教育を実施します。	精神保健課

3) 子ども・若者に向けた啓発・相談支援

No	事業名	取組内容	担当課
1 新規	ひきこもり相談窓口	電話や来所相談に加え、対面での相談が苦手な方が気軽に相談できるよう、メタバースを活用したひきこもり相談支援を実施します。	精神保健課
2	甲府市子ども・青少年総合相談センター「おひさま」	妊娠期から子育て期の家庭の様々な悩みについて相談に応じ、関係機関と連携を図り支援するとともに、子育て支援に関する制度・事業・施設等の情報提供を行います。	子育て支援課
3	甲府市子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」	ヤングケアラーに関する相談をはじめ、子ども・青少年に関する相談に応じる中で自殺リスクを抱える人を把握した場合は、関係機関と連携しながら支援を行います。	子育て支援課
4	若者への普及啓発	市内の大学などでのポスター掲示やチラシを設置し普及啓発を行います。	精神保健課

4) 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制の充実

No	事業名	取組内容	担当課
1	甲府市子ども・青少年総合相談センター「おひさま」 (再掲)	子ども・青少年総合相談センター「おひさま」において、子育て中の保護者からの様々な相談に各種関係機関と連携しながら応じ、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見・対応することで、自殺リスクの高い者の早期発見や支援を行います。	子育て支援課
2	ひとり親家庭に対する手当等支給事業の実施	各種手当等の申請相談の機会で、自殺のリスクを抱えている人を把握した場合は、子ども・青少年総合相談センター「おひさま」へつなげるなど、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課
3	就学援助制度 特別支援教育就学奨励制度 入学準備金融資制度	就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にも様々な問題を抱えている可能性があり、また、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられるため、申請に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行い、自殺リスクの高い者の把握に努め、必要な支援機関へつなげます。	学事課



重点施策3	仕事や家庭の悩みを抱え込みがちな人への自殺対策の推進
--------------	-----------------------------------

仕事や家庭を抱えた現役世代は、子育てや親の介護などで悩みやストレスを抱える人も多い一方で、人に相談したり助けを求めることにためらう強い傾向があることが懸念されます。

そこで職場のメンタルヘルス向上や、働く人に向けた相談支援の充実に取組み、働く中でため込んだストレスや悩みを解消しやすいよう支援します。

また職場では、職務上の優越関係を背景とした「嫌がらせ」と感じられる「ハラスメント行為」についての問題が生じやすく、このことが子育てや介護と仕事とのバランスを取りにくい要因になっている恐れもあります。こうしたハラスメント根絶のための周知と対策、被害を受けた人へのサポートにも力を入れます。

1) 職場における労働環境改善・メンタルヘルス向上への取組み

No	事業名	取組内容	担当課
1	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	保険者や職域保健関係機関等保険者や職域保健関係機関等との連携、また、小規模な事業所等への健康教育を通じ、職域におけるメンタルヘルス対策を推進します。	地域保健課 精神保健課
2	こころの健康に関する出前講座の実施	出前講座の実施を通じて、市民をはじめ、様々な階層において、うつ病やこころの健康に関する普及啓発を図ります。	精神保健課
3	労働相談事業の実施	過労や各種ハラスメントへの対策、職場の人間関係上のトラブル等、勤務問題に係る自殺リスクの低減に向けて、労働者や経営者を対象とした相談事業を実施します。	雇用創生課

2) 働く人の自殺リスク低減に向けた相談体制の充実

No	事業名	取組内容	担当課
1	働く人に対する 相談事業の実施	働く人への包括的な相談支援体制を構築するとともに、関係機関と連携して相談事業を実施します。	精神保健課
2	中小企業振興融資制度	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報を把握し、適切な支援機関へつなげます。	商工課
3 新規	働く中でのストレス軽減や 悩み相談のための 広報・周知活動	健康教育などにより、労働者・経営者が利用できる心の健康相談窓口の周知を図ります。	地域保健課
4 新規	子育て応援優良事業者表彰	ワークライフバランスの実現に向けて、子育てと仕事の両立支援やイクメン応援など、子育てしやすい職場環境づくりに積極的・継続的に取り組む事業者を表彰し、その取組みを広くお知らせすることで、子育てしながら働きやすい社会になるよう応援しています。	子育て支援課
5	甲府市子ども・青少年総合 相談センター「おひさま」 (再掲)	子ども・青少年総合相談センター「おひさま」において、妊娠期から子育て期の家庭の様々な悩みについて相談に応じ、関係機関と連携を図り支援するとともに、子育て支援に関する制度・事業・施設等の情報提供を行います。	子育て支援課



重点施策4	高齢の単身・夫婦のみの世帯への自殺対策の推進
--------------	-------------------------------

高齢者のうち、特に単身者や夫婦のみ世帯では、配偶者との死別や、生活困窮、老々介護などの問題により、自殺リスクの高い人がいることが懸念されます。

そこで、地域包括ケアシステム*をはじめとしたネットワークや、訪問による相談支援等を通じて、自殺リスクの高い人の把握や、適切な支援策を実施するとともに、高齢者に向けた日々の生きがいや居場所づくりを支援する事業を推進することで、自殺予防につなげます。

1) 高齢者の自殺予防に向けた取組みの強化

No	事業名	取組内容	担当課
1	地域包括ケアシステム*の構築による支援の推進	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により地域の交流が制限される中、抑うつ状態になる高齢者が増えるおそれがあるため、引き続き地域包括ケアシステム*の構築に向けて、保健・医療・介護のネットワークづくりを図り、行政、地域、民生委員、ボランティア等が連携して、高齢者の包括的支援を行います。	健康政策課 地域保健課 長寿介護課
2	介護予防把握事業（元気アップチェック*）の実施	基本チェックリストを含む元気アップチェック*により、生活機能の低下があると判断される「元気アップ高齢者」を把握するとともに、必要な介護予防・生活支援サービスにつなげます。	地域保健課
3	家族介護者支援事業の実施（家族介護教室）	家族介護者の相談支援や家族介護教室の開催を通じて、地域や関係機関による個別及び地域での支援ネットワークづくり等の推進を行い、家族介護者の交流も行いながら介護負担の軽減を図ります。	地域保健課

2) 高齢者の孤立防止・生きがいづくり

No	事業名	取組内容	担当課
1	すこやか地域サポーター養成講座	高齢者の閉じこもり予防や介護予防のため、地域独自の活動を支援するリーダーを養成します。	長寿介護課
2	いきいきサロン事業の実施	閉じこもりがちな高齢者の交流や仲間作りを目的としたサロンに対する助成や設立・運営支援を行います。	長寿介護課
3	高齢者の生きがいづくり活動への支援	閉じこもりの防止や介護予防等を目的とした、地域の生きがいづくり活動を支援します。	健康政策課 地域保健課
4	高齢者等緊急通報システム設置事業	高齢者の急病等の緊急時対応のため、緊急通報用機器を自宅に設置し、利用者に対して月1回電話等で安否確認を行います。	長寿介護課
5	高齢者見守りネットワーク事業	協力事業者を募り、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築します。	長寿介護課
6	配食サービス事業	在宅の虚弱高齢者等に対し、配食を実施するとともに安否確認を行います。	長寿介護課



第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

5 生きる支援の関連施策

本計画が掲げる、「誰も取り残されることのない、社会全体で悩みや不安に寄り添えるまちをつくる」ためには、第3章で整理したとおり、主に以下の取組みが必要となります。

- 社会的問題を解決することで「生きることの阻害要因」を減らすこと
- 社会での活躍の場を提供したり、様々な人間関係づくりを後押しするといったことで「生きることの促進要因」を増やすこと

こうした取組みは、幅広い施策分野にまたがっており、多くは既存の地域づくりや社会福祉等の事業と関連しています。

そこで本市では、「基本施策」「重点施策」に加えて、本節に示す事業を「生きる支援」のための取組みと定め、施策分野を横断して推進していきます。

1 自殺対策に関する広報・啓発・相談窓口の周知を図る

2 様々な分野でゲートキーパー養成講座の受講等（人材育成）を推奨する

3 支援を必要とする人に気づいて適切な支援機関につなぐ

4 生きることの包括的な支援につながる取組みを推進する

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
1 自殺対策に関する広報・啓発・相談窓口の周知を図る			
1	安全安心街づくり事業	安全安心な街づくりのための市民意識の啓発、自主防犯ボランティア研修会の開催及び安全安心ボランティアへの支援、安全・安心パトロールカーの巡回運行を行います。 研修会等の開催時に自殺の実態等に関する情報の共有をしてもらうとともに、自殺対策の取組みやその重要性等を知ってもらうことで、関係者の理解を深める機会として活用し、市民への啓発と周知を図ります。	危機管理課
2	笑顔ふれあい介護サポーター養成講座	市内の認知症グループホーム等においてボランティア活動を行った高齢者に対し、交付金を支給します。 自殺対策に関する情報提供を行い、市民へ周知を図ります。	長寿介護課
3	救急あんしん情報セット配布事業	ひとり暮らしの虚弱高齢者等に対し、救急時等に必要な個人情報等を保管する救急あんしん情報セットを配布します。 高齢者向け相談機関の窓口一覧等を配布することで、高齢者の相談先情報等の周知を図ります。	長寿介護課
4	介護用品支給事業	同居の高齢者の介護を行う家庭に対し、介護用品購入クーポン券を支給します。 クーポン券の支給に合わせて相談機関の窓口一覧等を配布することで、高齢者の相談先情報等の周知を図ります。	長寿介護課
5	介護慰労金支給事業	同居の高齢者の介護を行う家庭に対し慰労金を支給します。 慰労金の支給に合わせて相談機関の窓口一覧等を配布することで、高齢者の相談先情報等の周知を図ります。	長寿介護課
6	救命講習会開催	市民に対して、いざという時のために心肺蘇生法及びAEDの使用法、応急手当等を指導する救命講習会を開催します。 救命講習会開催時に、自殺リスク者等への予防対策として関係するパンフレットの配布を行い、自殺予防を呼びかけます。	消防本部 救急救助課
2 様々な分野でゲートキーパー養成講座の受講等（人材育成）を推奨する			
7	認知症支援ボランティア養成講座	認知症の方の支援を目的に、地域で活動するボランティアを育成する養成講座を開催します。 自殺対策に関する講演を行い、市民への啓発と研修機会を提供します。また引き続き、認知症サポーターステップアップ講座を開催していきます。	健康政策課
8	職員の研修事業	職員研修の実施を支援します。 自殺対策担当課と連携して、自殺対策に関する職員研修の実施を進めます。	人材マネジメント課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
9	本庁庁内案内業務等 事業	1階総合案内にて庁内案内業務を行うとともに、2階エスカレーター付近で案内業務を行います。	市民課
		来庁者の案内を行う職員が、ゲートキーパー養成講座を受講することで、気づき役とつなぎ役としての役割を担えるようにします。来庁者への案内の機会、異変に気づけるよう役割を果たしていきます。	
10	税務窓口業務	市税の証明書発行、申告の受付等を行います。	市民税課
		窓口業務を行う職員等がゲートキーパー養成講座を受講することで、気づき役とつなぎ役としての役割を担えるようにします。来庁者に寄り添った対応に努めていきます。	
11	国民年金受付・相談 業務	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行います。また、国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度のご案内や相談を行います。	市民課
		生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。また、相談を受ける職員等がゲートキーパー養成講座を受講することで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにします。	
12	保健計画推進連絡協 議会 (地区活動支援費)	こころの健康講座(ゲートキーパー養成講座)を地区活動支援費の支給対象とし、ゲートキーパーの普及を図ります。	地域保健課
		保健計画推進連絡協議会や各地区保健計画推進協議会でゲートキーパー養成講座を行い、受講者が身近な人の変化に気づき、適切な支援機関へつなぐ等の対応がとれるようにします。	
13	地区愛育会による 声かけ・見守り活動	地区愛育会による声かけ・見守り活動を行います。	地域保健課
		甲府市愛育連合会や各地区愛育会で、ゲートキーパー養成講座を行い、受講者が身近な人の変化に気づき、適切な支援機関へつなぐ等の対応がとれるようにします。	
14	甲府市食生活改善 推進員養成講習	生涯を通じた食育の推進、健康づくりの担い手として活躍が期待される食生活改善推進員を養成(20時間以上の講習が必要)します。	地域保健課
		食生活改善推進員の養成講習で、ゲートキーパーに関する講義を行うことで、受講者が身近な人の変化に気づき、適切な支援機関へつなぐ等の対応がとれるようにします。	

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
15	地域包括支援センターの運営 (総合相談支援事業を含む)	高齢者の保健・医療の増進及び福祉の向上に係る支援を地域に密着して包括的に行い、在宅の高齢者及びその家族等並びに市民の心身の健康保持及び生活の安定を図ることを目的として、包括的支援事業を一体的に実施するとともに、「地域包括ケアシステム*」における中核的な機関として設置・運営しています。	健康政策課
		地域包括支援センターの職員がゲートキーパーの役割を担えるよう、ゲートキーパー養成講座の積極的受講について働きかけを行い、総合相談事業・包括的継続的マネジメント等を通じて、自殺リスクの高い者の早期発見に努め、適切な支援機関へつなぐ等の役割を担えるようにします。 また、認知症等を抱える家族の介護負担も大きいことから、市内9箇所の地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が行う相談業務や認知症初期集中支援チームとの連携を図り、認知症の早期診断とその家族の支援に努めます。	
16	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターを養成します。また、市民向けの全市版の講座に加え、企業・事業所向けの講座、本市職員向けの講座、小中学生向けの講座など、幅広い対象に向けて地域包括支援センターやキャラバンメイト*と連携しながら実施します。	健康政策課
		認知症の人の介護をする家族にかかる負担は非常に大きく、地域に認知症サポーター（認知症の理解者）がいることで、家族が相談しやすくなり、負担感を家族のみで抱え続けることを防ぎます。また、認知症サポーターにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役とつなぎ役としての役割を担えるようにします。認知症サポーター養成講座では、認知症の方を介護している家族の気持ちを周囲の方が理解して、あたたかく見守る環境づくりの内容も盛り込み、併せて認知症に関する相談窓口としての地域包括支援センターの周知も継続します。	
17 新規	認知症サポーター ステップアップ講座	認知症の方の支援を目的に地域で活動するボランティアを育成する養成講座を開催します。 自殺対策に関する講演を行い、市民への啓発と研修機会を提供します。また引き続き、認知症サポーターステップアップ講座を開催していきます。	健康政策課
18	高齢者等緊急通報システム設置事業	高齢者世帯の急病等の緊急時対応のため、緊急通報用機器を自宅に設置し、利用者に対して月1回電話等で安否確認を行います。	長寿介護課
		安否確認を行う委託先職員にゲートキーパー養成講座等の情報提供を行い、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ります。	

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
19	買い物支援事業	買い物支援を行う商店等を募集し、買い物弱者支援協力店一覧表を作成し公開します。	長寿介護課
		協力店にゲートキーパー養成講座等の情報提供を行い、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ります。	
20	高齢者等寝具乾燥事業	ひとり暮らしの虚弱高齢者等に対し、家庭を巡回し寝具の乾燥を行います。	長寿介護課
		事業者にゲートキーパー養成講座等の情報提供を行い、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ります。	
21	ねたきり高齢者等訪問理髪及び美容事業	在宅のねたきり高齢者等に対して、訪問理髪及び美容利用券を支給します。	長寿介護課
		事業者にゲートキーパー養成講座等の情報提供を行い、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ります。	
22	障害者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営します。	障がい福祉課
		センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な支援機関へつなぐ等、職員の相談対応の強化を図ります。自殺対策も視野に入れた相談対応がより強化できるよう、障害者センターにおいて、ゲートキーパー養成講座未受講の職員へ受講を促し、職員の質の向上を図ります。	
3 支援を必要とする人に気づいて適切な支援機関につなぐ			
23	各種研修会開催 (職員向け研修)	警防部門に関する各種研修会を開催し、職員の知識及び技術の高揚を図ります。	消防本部 警防課
		研修の中で自殺未遂者への対応方法等についての講義等を設けることで、自殺リスクを抱えた人に適切に対応を行えるようにします。	
24	くらしの法律相談業務	市民の日常生活における問題解決を図るため、山梨県弁護士会に委託し弁護士による無料の法律相談を行います。	協働推進課
		複雑・困難な問題を抱える相談者に対して、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。休日相談の需要にも対応するため、休日相談の弁護士を2名に拡充し実施します。	

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
25	特定健康診査	40～74歳の国民健康保険被保険者に対して、特定健康診査の費用を助成します。	健康保険課
		健康診断や健診結果説明会の機会を利用して、各個人の状況を把握し、自殺リスクの高い者の早期発見に努め、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。	
26	人間ドック ・簡易脳ドック	19～74歳の国民健康保険被保険者に対して、人間ドック・簡易脳ドックの費用を助成します。	健康保険課
		健康診断や健診結果説明会の機会を利用して、各個人の状況を把握し、自殺リスクの高い者の早期発見に努め、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。	
27	保険料の収納	滞納者に対する納付勧奨状況の把握を行います。	健康保険課
		経済的な困難を抱えている方に対しては、納付勧奨等の措置を講じる中で、状況の聞き取りを行い、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。	
28	国民健康保険各種 健康相談	保健師・管理栄養士による国民健康保険被保険者の健康・栄養・生活相談を行います。	健康保険課
		窓口や電話での所内相談において、自殺のリスクの高い者の早期発見に努め、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。	
29	重複多受診者への 訪問指導	重複多受診者への通知及び訪問指導をすることにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行います。	健康保険課
		訪問指導において、自殺のリスクの高い者の早期発見に努め、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。	
30	滞納整理業務	滞納者宅への臨戸徴収等における滞納整理業務を行います。	収納推進課
		臨戸徴収や搜索などの際に生活困窮等による自殺リスクの高い者を把握した場合には、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。年間訪問・搜索予定件数 1,600名とします。	
31	歯つらつ歯っぴー キャラバン	介護予防普及啓発事業として、65歳以上の高齢者を対象に口腔機能低下予防、低栄養予防に認知症予防の視点を加え、集団・個別指導を実施し健康寿命の延伸を図ります。	地域保健課
		口腔ケアや食生活改善に関する相談により、市民の生活状況や健康状態の把握等を行い、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。	
32	民生委員児童委員 活動	民生・児童委員による地域の相談・支援等を実施します。	福祉部 総務課
		民生委員児童委員は、「地域の身近な相談役」として、地域で困難を抱えている人の相談・支援活動を行うとともに、必要に応じて適切な専門機関へつなげる「地域のつなぎ役」として機能します。	

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
33	生活保護各種扶助事務	生活保護受給世帯への実情に応じた処遇に配慮し、適切・適正な援護に努めるとともに、自立助長の推進を図ります。 生活扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。今後も経済的困窮による自殺防止に努めるとともに、他法他施策の活用も図りながら、生活保護者の自立の助長を推進します。	生活福祉課
34	法外一時金支給事務	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方や保護を必要とする状態にある方に対して、一時金を支給します。 法外一時金支給の機会を通じて自殺リスクの高い者の早期発見に努め、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。一時的な経済的困窮から自殺に至らぬよう、必要に応じ法外一時扶助を実施します。	生活福祉課
35	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	生活困窮者のうち、離職により住居を喪失または喪失する恐れがあり、家賃の支払が困難となった方に対して、所定の就職活動を行うことを要件として家賃(限度額有)を支給します。 住居は最も基本的な生活基盤ですが、住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。離職や廃業により住居を失うおそれのある世帯に対しては、甲府市生活困窮者住宅確保給付金事業を案内します。	生活福祉課
36	生活困窮者自立支援事業 (一時生活支援事業)	住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施し、自立や他制度につなげるよう支援を行います。 宿泊場所の提供や衣食の支給を通じて、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。また、一時生活支援事業を提供し、住居を失ったことによる自殺を防止します。	生活福祉課
37	成年後見制度普及促進事業	成年後見制度の利用に関する総合相談及び申立て支援等を行います。 成年後見制度が必要な人を適切に制度につなげる際、自殺リスクの高い高齢者等の早期発見と対応の更なる推進を図ります。	長寿介護課
38	ふれあい収集事業	高齢者・障がい者を対象として、戸別訪問によるごみ出しを支援します。 独力でのごみ出しが困難な高齢者等への支援を行い、自殺のリスクを抱える人の早期発見に努め、必要な支援機関へつなげます。	ごみ収集課
39	市営住宅管理事業	市営住宅を管理します。 市営住宅の管理人や地区民生員と引き続き連携を図りながら、高齢者などの生活困窮者の把握を行い、必要な支援機関へつなげます。	住宅課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
40	公営住宅家賃滞納整理対策	市営住宅の滞納使用料の効率的な収納や住宅使用料収納率の向上を図るため、甲府市市営住宅使用料徴収嘱託員を配置します。	住宅課
		経済的な困難を抱えている方に対しては、納付勧奨等の措置を講じる中で、状況の聞き取りを行い、必要に応じて適切な支援機関へつなげます。甲府市市営住宅使用料徴収嘱託職員を配置し、市営住宅の滞納使用料の効率的な収納や現年分の住宅使用料収納率の向上を図ります。	
41	水道料金徴収業務	総合窓口案内業務や水道料金等徴収に伴う滞納整理、給水停止執行業務を行います。	上下水道局 営業課
		生活困窮者などの料金滞納者で自殺リスクの高い方の情報を得た場合、相談窓口を紹介するなどの対応を行います。	
42	下水道接続促進事業	下水道供用開始区域内の下水道未接続家屋に対する接続促進に向けた戸別訪問指導をします。	上下水道局 給排水課
		戸別訪問時に自殺リスクの高い方の情報を得た場合、相談窓口を紹介するなどの対応を行います。	
4 生きることの包括的な支援につながる取組みを推進する			
43	女性総合相談窓口事業	DV（ドメスティックバイオレンス）、セクシャルハラスメント、家庭や家族の悩み、自分自身の悩みなど女性に関する身近な悩みの相談を受け付けています（男性についても受け付けています）。	人権男女 参画課
		様々な問題の相談に応じており、女性が何かしらの困難に直面した際の最初の相談窓口となっているため、今後も相談希望者へ随時電話や面談にて相談に対応し、当該層の自殺リスクの軽減に寄与します。	
44	精神保健対策 （相談・支援）	精神疾患が疑われる者やその家族の支援を行います。	精神保健課
		精神障がいやアルコール依存等を抱える当事者とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、医療機関へつなげる支援や社会復帰に向けた支援を展開し、包括的・継続的に支えています。	

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
45	予防接種健康被害者、エイズ、性感染症相談	<p>予防接種健康被害者、エイズ、性感染症等に関する対面や電話での相談を実施します。</p> <p>子宮頸がんワクチン等接種後の健康状態に不安を抱えている方に対し、保健師等が対面や電話で相談に応じることで、前向きに生きる手助けをおこないます。令和5年度から子宮頸がんワクチンの9価ワクチンが定期接種化となったことから、相談件数の増加が見込まれるので、引き続き相談があった場合に対応をしていきます。また、エイズや性感染症の相談では、エイズ、性感染症等に関する相談過程において、相談者の自殺リスクが高いと判断される場合には、各種相談窓口を案内するリーフレットを配布するなどして、生きることの包括的支援につなげていきます。</p>	医務感染症課
46	認知症カフェ	<p>認知症の人がその人らしい生活を継続でき、またその家族が介護負担を軽減できるよう、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等、認知症に関心を持つ人々が気軽に集まり、気分転換や情報交換ができる機会を提供します。</p> <p>認知症の人やその家族が気軽に集まり、情報交換のみならず世間話も交えて交流することで、気分転換や介護負担の軽減につながります。また、認知症の人やその家族のみならず、認知症の人に関わる専門職が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進につながります。実施会場を増やし、同じ悩みを持つ参加者同士で情報交換するなど交流の場を設けるなど、認知症の本人及び家族介護者を適切に支援していきます。</p>	健康政策課
47	中国残留邦人生活支援事業	<p>中国残留邦人等が安心して生活できるように適切・適正な支援に努め、社会的自立を促します。</p> <p>言語的、文化的な障壁に加えて、経済的困難な状況にある場合、安定的な生活を送ることが困難になるリスクが高いことから、相談・助言を通じてその他の問題も把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ります。法制度に則り、中国等残留邦人に対し、必要な支援を行い、自殺防止にも努めます。</p>	生活福祉課
48	災害救助事業	<p>火災等の小規模災害の被災世帯に対し被服、寝具等の援助を行います。</p> <p>火災等の小規模災害の被災世帯に対し被服、寝具等の援助を行うことで、災害発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。</p>	生活福祉課
49	苦情調整員による相談窓口事業	<p>苦情調整員を配置し、介護サービス事業者等に対する利用者からの苦情や介護サービス等についての相談に応じます。</p> <p>要介護者や介護者等への介護・福祉に関する相談支援を行い、介護・福祉に関する情報の提供を行なうことで、介護負担の軽減を図ります。</p>	長寿介護課

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
50 新規	福祉総合相談窓口 事業	福祉に関する様々な相談に対し、関係部署等と連携し、総合的に福祉等のサービスを案内するなどの支援を行います。	長寿介護課
		要介護者や介護者等からの福祉に関する相談に対し、介護・福祉に関する情報の提供を行なうことで、負担の軽減を図ります。	
51	児童扶養手当支給 事務	児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
		児童扶養手当の申請相談の機会に、自殺のリスクを抱えているケースを子ども・青少年総合相談センター「おひさま」につなげるなど、関係機関との連携を図ります。	
52	児童手当支給事務	児童手当を支給します。	子育て支援課
		児童手当の申請相談の機会に、自殺のリスクを抱えている人を把握した場合は、子ども・青少年総合相談センター「おひさま」へつなげるなど、関係機関との連携を図ります。	
53	ひとり親家庭等 医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費を助成します。	子育て支援課
		ひとり親家庭等医療費の申請相談の機会に、自殺のリスクを抱えている人を把握した場合は、子ども相談・青少年総合センター「おひさま」へつなげるなど、関係機関との連携を図ります。	
54	ひとり親いきいき 自立応援給付金事業	甲府市ひとり親就業支援給付金や甲府市ひとり親資格取得就学奨励金を支給します。	子育て支援課
		ひとり親医療費助成事業の申請相談の機会に、自殺のリスクを抱えている人を把握した場合は、子ども・青少年総合相談センター「おひさま」へつなげるなど、関係機関との連携を図ります。	
55	母子生活支援施設 措置費	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立促進や生活支援をします。	子育て支援課
		施設への措置入所の相談機会に、自殺のリスクを抱えているケースを子ども・青少年総合相談センター「おひさま」へつなげるなど、関係機関との連携を図ります。また、施設への措置入所後は、施設職員や支援機関と連携した心理的なサポートなどを継続的に行い、自殺リスクの軽減を図ります。	

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
56	子育て総合相談窓口 運営事業	子ども・青少年総合相談センター「おひさま」「あおぞら」を運営し、妊娠から青年期までの家庭の様々な悩みについて相談に応じ、関係機関と連携を図り支援するとともに、子育て支援に関する制度・事業・施設等の情報提供を行います。	子育て支援課
		妊娠から青年期までに抱える様々な相談に各種関係機関と連携しながら応じ、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見・対応することで、自殺リスクの高い者の早期発見や支援を行います。	
57	幼児教育センター 事業	幼児教育センターでは、幼児教育の振興と子育て支援を目的に、子育て支援アドバイザーを配置し、乳幼児とその保護者に遊びと交流の場を提供するとともに、幼児教育に資するため、子育てに係る講座、育児相談などの事業を実施します。	子育て支援課
		子育て中の保護者からの育児相談の機会に、育児の悩みや問題を抱えている家庭を発見した場合は、子ども・青少年総合相談センターへつなげるとともに、各種関係機関と連携し、危機的状況に陥る前に家庭問題の早期発見につなげるように努めます。	
58	甲府市教育委員会 職員の健康管理事業	市立学校に勤務する教職員等の健康管理を適切に行い、セルフケア*によりメンタルヘルス不調を予防するため、労働安全衛生法に基づくストレスチェック*を実施します。	教育部 総務課
		ストレスチェック*の結果を活用し、セルフケア*や相談支援へつなげてメンタルヘルス不調の未然防止を図るとともに、職場環境の改善につなげます。	
59	就学に関する事務	いじめ等を受けている児童・生徒が、指定校以外の学校へ変更することで、状況が改善されると判断される場合に指定校変更を行います。	学事課
		いじめ等を受けている児童・生徒の環境を変えることで、いじめ等によるストレスや不安から解放し、安心して楽しい学校生活を送れる機会を確保します。	
60	職員の健康管理事業	職員の健康管理及び労働衛生に関する施策を実施します。	人材マネジメント課
		ストレスチェック*を確実に実施して、職員のこころの健康の保持増進を図ります。ストレスチェック*の確実な受検に向け、インターネット環境があれば時間・場所を問わず受検が可能であることを周知するとともに、未受診者への受診勧奨を積極的に行っていきます。高ストレス者に対しては、保健師等の相談につながるよう、引き続き、個別に案内を行っていきます。	

第3章 いのちを支える自殺対策の取組み

No	事業名	事業内容	担当課
		「生きる支援」実施内容	
61	人権推進事業	甲府市内の人権関係団体担当者懇話会を開催します。	人権男女 参画課
		会議の開催を通じて関係者同士の連携を深めるとともに、県の「いのちを守る山梨県民運動推進会議」に関わる団体からの活動報告を受けることにより、人権啓発活動と自殺対策とを連動させていく上での基盤の構築に寄与します。	
62	公園等の維持管理に関する事務	公園等の管理・整備に関する事務や、公園施設の維持補修に関する事務を行います。	公園緑地課
		公園の維持管理と巡視を行う際に、自殺事案の発生や可能性等がないか状況確認及び関係機関との情報共有を行うことにより、事案発生を防ぎます。	
63	サポートティーチャー事業	教員を支援する各種専門的スタッフを学校に配置し、きめ細かな教育活動の推進と教員の多忙解消を図ります。	学校教育課
		特別支援教育支援員、学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、市単教員等、教員の業務を補助する人員を配置し、教員の多忙化解消に努める中で、教員が児童・生徒とかかわる時間を確保し、相談の対応等ができる体制を整えます。	

第4章 成果指標及び数値目標、推進体制

1 成果指標・数値目標

将来にわたって誰も自殺に追い込まれることのない、安全で安心して生きることができる社会の実現を目指し、計画の実効性を確保するため、計画期間内に達成すべき目標として、次のとおり設定します。

(1) 成果目標

指 標	現状値	目標値	出典等
自殺率（住所地ベース）	14.0 （令和4年） （2022年）	2029年までに 自殺率を12.7 以下とする。	厚生労働省 地域における 自殺の基礎資料

国においては、2026年までの目標値を定めていることから、本計画期間中に、国の新たな目標値等変更があった場合は、必要に応じ修正します。

(2) 数値目標

数値目標については、「基本施策」「重点施策」のそれぞれにおいて以下のとおり定めます。

個々の施策における取組みは、その成果や課題、社会情勢の変化等も踏まえて適宜改善を図るため、目標についても本計画の中間年で必要に応じて見直しを図ります。

■基本施策

指 標	現状値	目標値	出典等
「自殺予防週間*」、「自殺対策強化月間*」の認知度 （「知っている」と「言葉は聞いたことがある」の合計）	44.9% （令和5年） （2023年）	70% （令和11年） （2029年）	甲府市こころの健康に関する住民意識調査
ゲートキーパー*の認知度 （「知っている」と「言葉は聞いたことがある」の合計）	14.4% （令和5年） （2023年）	35% （令和11年） （2029年）	甲府市こころの健康に関する住民意識調査

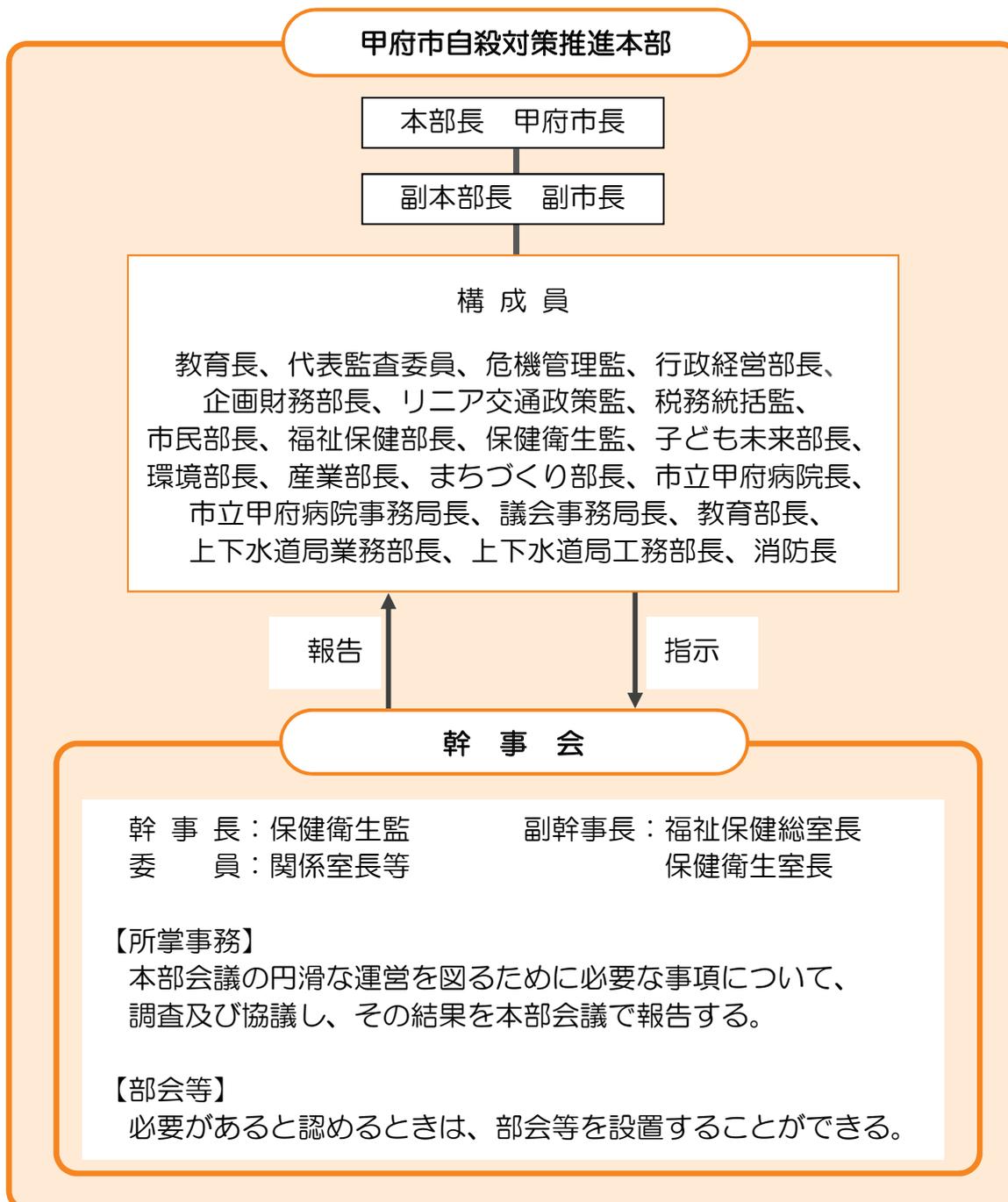
■重点施策

指 標	現状値	目標値	出典等
女性の「3年以内に自殺したいと思ったことがある」割合	12.3% (令和5年) (2023年)	令和5年実績値以下 (令和11年) (2029年)	甲府市こころの健康に関する住民意識調査
10代・20代のこころの健康に関心を高めるための「こころの体温計」アクセス数	1,905件 (令和4年度末) (2022年度末)	2,500件 (令和11年度末) (2029年度末)	精神保健課
中小企業への自殺対策普及啓発割合	—	30% (令和11年度) (2029年度)	精神保健課
65歳以上の「うつ」のリスク該当者の割合	46.6% (令和5年) (2023年)	43.6% (令和11年) (2029年)	甲府市介護予防・日常生活圏域二一ズ調査



2 本市の自殺対策における庁内推進体制

本市では平成30（2018）年4月に市長をトップとする甲府市自殺対策推進本部を設置し、自殺対策を全庁的な取り組みとして推進していく体制を整備しました。また、推進本部の円滑な運営を図るために必要な事項について調査及び協議するため、幹事会を設置しました。

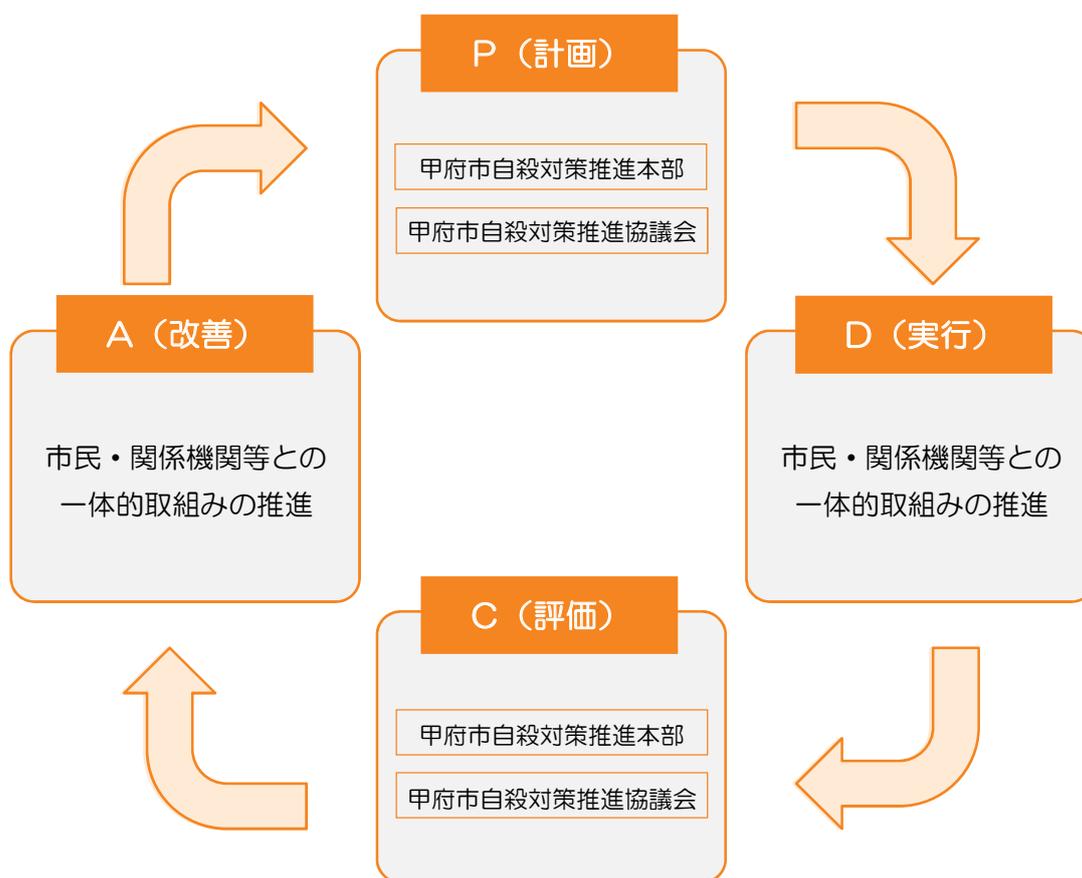


3 甲府市自殺対策推進計画の推進体制

計画の推進については、PDCAサイクル*に基づいて実施します。PDCAサイクル*とは、計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

本計画では、甲府市自殺対策推進協議会との協働で計画を策定し、計画の内容に基づき、市民、関係団体、行政等が連携して自殺対策の推進に向けた様々な活動を実行していきます。

これらの結果について、定期的に事業の進捗状況等を検証し、市民、関係団体等の意見を踏まえて、必要に応じて施策の見直しを実施します。



資料編

1 策定経緯

年月日	内 容
R5.4.21	総室長会議 ・ 現計画の進捗状況確認と第 2 次甲府市自殺対策推進計画の策定に係る事業の棚卸しの作成について
R5.7.19	甲府市自殺対策推進協議会（令和 5 年度第 1 回）の開催 ・ 計画策定の趣旨について・甲府市の自殺に関する実態について ・ 住民意識調査の実施について・今後のスケジュールについて ・ 甲府市の自殺に関する実態について
R5.8.16	「甲府市こころの健康に関する住民意識調査」の実施（回答期限：8 月 31 日）
R5.11.27	甲府市自殺対策推進協議会（令和 5 年度第 2 回）の開催 ・ 住民意識調査の結果について ・ 第 2 次甲府市自殺対策推進計画の骨子案について・今後のスケジュールについて
R5.12.1	甲府市自殺対策推進本部幹事会（令和 5 年度第 1 回）の書面開催 ・ 施策事業の確認・修正について・第 2 次甲府市自殺対策推進計画の素案について
R5.12.7	甲府市自殺対策推進本部（令和 5 年度第 1 回）の開催 ・ 現計画の取組みと成果について・第 2 次甲府市自殺対策推進計画の素案について
R6.1.15	パブリックコメントの実施（1 月 15 日～2 月 14 日）
R6.2.22	甲府市自殺対策推進協議会（令和 5 年度第 3 回）の開催 ・ 第 2 回協議会以降の計画の変更点について・パブリックコメントの実施結果について ・ 第 2 次甲府市自殺対策推進計画（概要版）について ・ 今後のスケジュールについて
R6.3.1	甲府市自殺対策推進本部幹事会（令和 5 年度第 2 回）の書面開催 ・ パブリックコメントの実施結果について・第 2 次甲府市自殺対策推進計画について
R6.3.7	甲府市自殺対策推進本部会議（令和 5 年度第 2 回）の開催 ・ パブリックコメントの実施結果について・第 2 次甲府市自殺対策推進計画について

2 設置要綱

○甲府市自殺対策推進本部設置要綱

平成30年4月5日

福第2号

(設置)

第1 庁内関係部署等の相互の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、甲府市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 自殺対策のための庁内関係部署の連携に関すること。
- (3) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (4) その他自殺対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 本部に本部長を置き、本部長は市長をもって充て、本部を統括する。
- 3 本部に副本部長を置き、副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、福祉保健部の事務を担当する副市長である副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第4 本部会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、別表に掲げる本部構成員以外の者の出席を求め、説明または意見を求めることができる。

(幹事会)

第5 第2に定める本部の所掌事項について調査及び協議するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び別表に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事長は、保健衛生監をもって充て、副幹事長は福祉保健総室長及び保健衛生室長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

資料編

6 幹事長は、必要があると認められるときは、別表に掲げる幹事会構成員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 本部及び幹事会の庶務は、福祉保健部精神保健課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市自殺対策推進本部構成員および幹事会構成員

対策推進本部構成員	幹事会構成員
◎市長	
○副市長	
○副市長	
教育長	
代表監査委員	
危機管理監	市長室長 危機管理室長
行政経営部長	行政経営総室長
企画財務部長 リニア交通政策監 税務統括監	企画財務総室長
市民部長	市民総室長
福祉保健部長 保健衛生監	福祉保健総室長 保健衛生室長
子ども未来部長	子ども未来総室長
環境部長	環境総室長
産業部長	産業総室長
まちづくり部長	まちづくり総室長
市立甲府病院長	—
市立甲府病院事務局長	病院事務総室長
議会局長	議会総室長
教育部長	教育総室長
—	会計室長
—	選挙管理委員会事務局長
—	監査委員事務局長
—	農業委員会事務局長
上下水道局業務部長	業務総室長
上下水道局工務部長	—
消防本部消防長	消防本部次長

◎本部長 ○副本部長

○甲府市自殺対策推進協議会設置要綱

平成30年4月20日

福第3号

(設置)

第1 本市の自殺対策に関する施策の企画立案及びその実施が、市民の意見を十分に反映しながら総合的かつ効果的に行われることを目的として、甲府市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に基づく自殺対策の推進について必要な事項の協議に関すること。
- (2) 自殺対策のための関係機関の連携に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 地域福祉関係者
- (6) 労働・経済関係者
- (7) 市民
- (8) その他市長が自殺対策の推進に適切と認めた者

(任期)

第4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決すると

ころによる。

(意見の聴取)

第7 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第8 協議会の事務局は、福祉保健部精神保健課に置く。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3 甲府市自殺対策推進協議会委員名簿

氏名	団体等の名称・役職等	備考
山角 駿	山梨県精神科病院協会顧問	会長
坂井 郁恵	山梨大学大学院総合研究部医学域看護学系教授	副会長
山中 達也	山梨県立大学人間福祉学部福祉コミュニティ学科准教授	
津金 永二	山梨県中北保健所所長	
小石川 好美	市立甲府病院看護部長	
浅川 秋仁	甲府警察署生活安全課係長	
野澤 初美	甲府市公立小中学校長会 甲府市立石田小学校校長	
小野 克哉	甲府市民生委員児童委員協議会副会長	
青柳 英子	山梨いのちの電話事務局員	
南部 裕美	山梨県中央児童相談所相談支援第一課長	
三森 千春	甲府市西地域包括支援センター長	
小林 浩	山梨産業保健総合支援センター副所長	
丸山 弘	甲府商工会議所東京海上日動火災保険山梨支店長	
小沢 里枝	甲府公共職業安定所統括職業指導官	
座間 渉	甲府労働基準監督署安全衛生課長	
内田 静子	公募委員	
大野 淑恵	公募委員	
寺田 幸子	公募委員	

4 用語解説

か

・元気アップチェック

高齢者の介護予防のために、身体機能やこころの健康状態を確認する事業。要支援または要介護認定を受けていない75歳以上で奇数年齢の方を対象に質問票を送付して、生活機能や健康状態の判定、機能低下の早期発見を行うとともに、健康維持や介護予防のためのアドバイスを記載した結果票をお返ししています。

・キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役を務める人のこと。

・ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

さ

・自殺対策強化月間

関係機関や関係団体が相互に連携協力を図りながら、自殺対策の活動を集中的に展開する期間。自殺対策基本法で「3月」を自殺対策強化月間と定めています。

・自殺総合対策大綱

政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもの。平成19（2007）年に策定され、自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえて平成29（2017）年に抜本的に見直しを実施されました。

・自殺予防週間

自殺対策に関する啓発活動を広く展開する期間。自殺対策基本法で「9月10日から9月16日まで」を自殺予防週間と定めています。

・人口動態統計

市区町村長が、戸籍法及び死産の届出に関する規程による届書から人口動態調査票を作成し、厚生労働省がこれを集計した統計。出生、死亡、婚姻、離婚、死産の届出が集計されています。なお、警察庁の自殺統計では、死因を特定し、動機を調べて事件性の有無を判断した上で、自殺と認定しており、死亡届を出した後に自殺と判明したケースや日本国内で自殺した外国人も

含まれるため、厚生労働省の人口動態統計より人数が多くなる傾向にあります。

- ・ **ストレスチェック**

ストレスに関する質問票に記入し、それを集計・分析することで自分のストレスがどのような状態にあるか調べる簡単な検査。

- ・ **性的マイノリティ**

性のあり方が多数派と異なること。

- ・ **セルフケア**

自身のストレスサインに気づき、自ら対処することで、こころの健康の悪化を未然に防ぐこと。

た

- ・ **地域自殺実態プロフィール**

自殺統計、人口動態統計等の統計資料を基に地域における自殺の実態分析及び地域特性をまとめた資料。

- ・ **地域包括ケアシステム**

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるまちづくり。

は

- ・ **P D C A サイクル**

P（Plan：計画）→D（Do：実行）→C（Check：評価）→A（Action：改善）の繰り返しを指しますが、自殺対策においては、計画を策定し、それに基づいて対策を推進し、その成果を収集・分析し、分析結果を踏まえて計画の改善を図ること。

5 各種相談窓口

〇こころの健康に関する相談窓口

相談内容	相談窓口	連絡先	受付時間	
心と体	心の悩み	ストレスダイヤル	254-8700	平日9:00~12:00、13:00~16:00 (夜間) 木 16:00~19:00
		こころの健康相談統一ダイヤル (自殺防止電話相談)	0570-064-556	365日 24時間対応 (但し、平日12:00~13:00を除く)
		山梨いのちの電話	221-4343	火~土 16:00~22:00
		東京いのちの電話	03-3264-4343	24時間対応
		国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター	03-5286-9090	年中無休 月 22:30~2:30 火 17:00~2:30、水~日 20:00~2:30
	ひきこもり	山梨県ひきこもり地域支援センター (山梨県立精神保健福祉センター)	254-7231	平日 9:00~12:00、 13:00~16:00
		甲府市ひきこもり相談窓口	242-8667	平日 8:30~17:15
	依存症	依存症相談窓口 (山梨県立精神保健福祉センター)	254-8644	平日 9:00~12:00、 13:00~16:00
	心の悩み(うつ症状 や摂食障害など)	甲府市役所 精神保健課	237-5741	平日 8:30~17:15
	心と身体の悩み	甲府市役所 地域保健課	237-1173	平日 8:30~17:15
甲府市役所 障がい福祉課		237-5240	平日 8:30~17:15	
難病	山梨県難病相談支援センター (山梨県福祉プラザ内)	244-5260 244-5261	平日 9:00~16:00	
がん	山梨県がん患者サポートセンター	227-8740	平日 9:00~17:00	
	山梨県立中央病院がん相談支援センター	253-7111(代表) 254-7851(直通)	平日 8:30~17:00	
認知症	山梨県認知症コールセンター	254-7711	平日 13:00~17:00	
	山梨県若年性認知症相談支援センター (日下部記念病院内)	0553-22-2212	平日 10:00~15:00	
女性	女性の悩み	甲府市女性総合相談室	223-1255	月~木 9:00~12:00、13:00~16:00 金 9:00~12:00、13:00~19:00
		女性の健康相談(甲府市役所母子健康課)	242-6186	平日 9:00~16:00
	女性の悩み・ 配偶者による暴力	女性総合相談/配偶者暴力相談支援センター (山梨県女性相談所)	254-8635	平日 面接9:00~17:00(要予約)、 電話9:00~20:00
		女性総合相談/配偶者暴力相談支援センター (びゅあ総合)	237-7830	毎日 面接9:00~16:00 電話9:00~17:00 (ただし第2、第4月曜日を除く。 第2、第4月曜日が祝日の場合、翌日が休みとなる)
女性の人権ホットライン(甲府地方務局)	0570-070-810	平日 8:30~17:15		
子ども・若者	子育ての悩み	山梨県産前産後電話相談	269-8110	24時間対応(ただし山梨県民に限る)
		甲府市役所 母子保健課	237-8950	平日 8:30~17:15
		甲府市子ども・青少年総合相談センター 「おひさま」	237-5917	平日 8:30~17:15
	子ども (18才未満)の 悩み	中央児童相談所	288-1561	平日 8:30~17:15
		子どもの人権110番(甲府地方務局)	0120-007-110	平日 8:30~17:15
	青少年の悩み	甲府市子ども・青少年総合相談センター 「あおぞら」	221-3011(直通) 0120-743-011 (子ども・青少年専用ダイヤル)	平日 8:30~17:15
	いじめ・不登校	いじめ不登校ホットライン (24時間子供SOSダイヤル)	0120-0-78310	24時間対応
	少年非行	ヤングテレホン(山梨県警察本部)	0120-31-7867	平日 8:30~17:00
若者の自立・就労	やまなし若者サポートステーション	244-3033	月~金、第1・第3土曜日 9:00~18:00	
事業場	職場における心の健康「事業所内のメンタルヘルス対策」	山梨産業保健総合支援センター (産業保健スタッフ等に対する助言・支援)	220-7020	平日 9:00~17:00
経営者・労働者	職場内のいじめ・嫌がらせ・労働条件等	こころの耳電話相談	0120-565-455	月・火 17:00~22:00、土・日 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)
		中小企業労働相談所(県民生活センター内)	223-1471	平日 8:30~17:00
生活の安全	緊急性のない犯罪又は犯罪のおそれのある行為	警察本部総合相談室	#9110または 233-9110	24時間対応
		甲府警察署	232-0110	24時間対応
		南甲府警察署	243-0110	24時間対応

* 平日は月~金曜日。祝日、年末年始を除きます。令和5年度中に作成したものであり、名称等が変更になっている場合があります。

SNS による相談窓口



電話では話しにくいこともLINE等のSNSで相談することができます。

「厚生労働省SNS相談」で検索するか、または左の二次元コードからご確認ください。

○甲府市自殺予防標語ポスター

聞かせてよ
あなたの気持ち
その悩み

(令和元年度 甲府市 自殺予防について考える標語 最優秀賞受賞作品)

何もしたくない
寝れない

友達との関係
がうまくいか
ない

何をしても
楽しいと
思えない

自分の居場所
がない

体型が気に
なってご飯が
食べられない

9月10日から9月16日は、自殺予防週間。3月は、自殺対策強化月間です。

こころの相談窓口 あなたのことを一緒に考えます

甲府市精神保健課 ☎ 055-237-5741
平日8:30～17:15

こころの健康相談統一ダイヤル ☎ 0570-064-556
365日24時間対応 ※平日12:00～13:00は除く

厚生労働省 SNS相談

甲府市 精神保健課

第2次甲府市自殺対策推進計画
令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

甲 府 市

発行 令和6（2024）年3月

住所 〒400-8585

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-1161（代表）

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>

